

II 和解事例一覧

【公表番号 1】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら（夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、本件事故発生直後からの避難に伴い発生した精神的損害、居住地に所在する申立人所有の建物（以下「本件建物」という。）が被曝したことにより生じた損害等について賠償を請求した事案。

X1は、避難費用（87万円余。交通費として630円、引越の際のタクシ一代として6720円、避難に伴う慰謝料として宿泊先等への謝礼等17万円余、生活費増加費用として家財等生活用品購入費47万円余、生活費増加費用として通信費等23万円）、一時立入費用（6万円余。交通費として5万円余、宿泊費として1万2600円）、生命・身体的損害（治療費・薬代として4140円余）、精神的損害（369万円余。通常の慰謝料として269万円余、ペットの死亡に伴う慰謝料として100万円）、財物価値の喪失又は減少等（3400万円余。警戒区域内の本件建物及び借地権につき2800万円余、同家財につき500万円、同自動車につき100万円）、弁護士費用（203万円余）の合計3900万円余を請求した。

X2は、避難費用（3万円余。交通費として630円、生活費増加分として通信費約3万円）一時立入費用（約2万8000円余。交通費として1万6720円、宿泊費として1万2600円）、精神的損害（369万円余。通常の慰謝料として269万円余、ペットの死亡に伴う慰謝料として100万円）、就労不能損害として給与等の減収（12万円）、弁護士費用（20万円弱）の合計380万円余を請求した。

和解金額総額は、X1に対して2138万8822円、X2に対して173万8228円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年11月30日までである。
和解金の内訳は次のとおりである。

【避難費用】

(1) 避難費用としての交通費

避難に伴う交通費については、X1及びX2それぞれに対し、1万6000円が賠償された。

(2) 引越タクシ一代（避難費用）

避難後のために使用したタクシ一代については、X1に対し6720円が賠償された。

(3) 避難に伴う謝礼等

X1 が避難に伴う慰謝料等として求めた請求金額のうち、申立人らの転居に際し X1 が車両の提供をした者らに対して支払った謝礼は、実質的に引越費用ともいうべき性質を有するもので、その支出は本件事故と因果関係が認められるとして、X1 に対し贈答品代 7240 円が賠償された。なお、それ以外の謝礼については、申立人らの自発的な意思に基づく社会儀礼的な行為という面もあることから、因果関係が認められないとされた。

(4) 生活費増加費用としての生活用品等購入費

X1 の生活用品等購入費については、本件事故後、急遽避難を余儀なくされ、必要な生活用品を持ち出すことができなかつたこと、購入した電化製品が標準的な価格帯から著しく乖離しているものではないこと等の事情から、実際の支出額から食料品の購入費を除いた 46 万 3603 円が賠償された。なお、食費については、中間指針が生活費の增加分を原則的に避難に伴う精神的損害と併せて規定していること、具体的な增加分の算定が困難であること等から、本和解の対象とされなかつた。

(5) 生活費増加費用としての通信費等

生活費増加費用としての電話代については、避難者が避難により突如日常生活を奪われるとともに、見知らぬ土地への移動、同所での生活を余儀なくされることから、避難直後から数カ月間にわたっては、家族・友人らとの電話連絡が増加することが社会通念上相当である。したがつて、具体的な増加額について資料により明らかにされるのであれば、避難に伴う慰謝料とは別の損害として認める余地がある等の事情から¹⁵、本件事故前 3 カ月の固定電話料金及び携帯電話料金から平均月額電話代を算出し、これと事故後 4 カ月（平成 23 年 3 月から平成 23 年 6 月まで）の固定電話料金及び携帯電話料金の平均月額電話料金を比較し、1 カ月あたりの携帯電話料金の差額を算出した上、この差額の 4 カ月分の合計額が損害として認められるとして、X1 に対し 6414 円が、X2 に対し 2 万 6000 円がそれぞれ賠償された。

【一時立入費用】

(1) 一時立入費用としての交通費

一時立ち入りに伴う交通費については、X1 に対し 8 万 2000 円、X2 に対し 2 万 8000 円がそれぞれ賠償された。

¹⁵ 和解案提示理由書の記載に基づく。

(2) 一時立入費用としての宿泊費

一時立ち入りに伴う宿泊費については、X1 及び X2 それぞれに対し、1 万 2600 円が賠償された。

【生命・身体的損害】

X1 の治療費、薬代については、4140 円が賠償された。

【精神的損害】

第 2 期以降の精神的損害については、中間指針第 3 の 6 及び平成 24 年 2 月 14 日付け総括基準第 1 に則り、中間指針で認められる慰謝料 5 万円に加え、1 名あたり月額 5 万円を目安として増額されており（月額合計 10 万円）、平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 11 月 30 日までの精神的損害として、X1 及び X2 のそれぞれに対し 92 万円（避難所での生活を余儀なくされた平成 23 年 3 月分につき月額 12 万円、それ以降の平成 23 年 4 月から平成 23 年 11 月までの 8 カ月分につき月額 10 万円）が賠償された。

さらに、精神的損害の増額事由として、申立人らが、X1 の退職を契機として、東京での長年の暮らしを終え、本件事故発生当時の住居を終の棲家と定めて転居したもので、本件建物を建築するに当たってもバリアフリーの間取り・造作を施す等の工夫を施しており、実際に転居後は悠々自適な生活を送っていたこと、そうであるにもかかわらず、本件事故によりそれまで積み上げてきた平穏な生活を失い、帰還の目処すら立たないこと、本件建物は東京電力福島第一原発から至近距離に所在し、今後も遠くない時期に居宅に戻り、従来の生活を取り戻すのが相当困難であること等の固有の事情が認められたことから、X1 及び X2 それぞれに対し、上記の賠償金に加えて 50 万円が賠償された¹⁶。

また、ペットの死亡に伴う慰謝料については、申立人らは、一時立ち入りの際、飼い猫がコタツの中で死んでいたのを発見し、これを庭に埋葬しているところ、長年家族同様に生活をともにしたペットの死亡により精神的苦痛を受け

¹⁶ 本和解に関する平成 24 年 2 月 24 日付けの和解案提示理由補充書では、慰謝料増額事由若しくは個別の慰謝料に関するパネルの意見として、「申立人らの固有事情に着目した上で、当パネルが相当として提示したものであり、もとより避難生活一般に通有するという性質のものではない」と付言されている。

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2012/07/13/1320292_2.pdf

ることは想像に難くないこと、ペットとの死別は避難生活に伴いペットと別れて暮らさなくてはならなくなつたこととは事情を異にすることから、中間指針第3の6の精神的苦痛とはその性質を異にするものとして、X1及びX2それぞれに対し、慰謝料として5万円が賠償された。

【財産上の損害】

(1) 建物（警戒区域内の財物）

X1が所有する本件建物の損害については、東京電力福島第一原発から至近位置にあり、これまで相当程度の放射性物質に被曝したことが認められ、現在も立ち入りが制限されている地域に指定されていること等の事情から、被曝による財物価値の喪失又は減少が認められ、中間指針第3の10のⅡに則り、本件事故発生時点における財物の時価に相当する額と財物の和解時点の時価との差額が損害額として賠償されるべきものとされた。

その上で、建物の時価評価と損害額の算出については、次の方法を用いることが相当とされた¹⁷。

I 建物の評価方法と損害額の算出方法

- ① 本件事故発生時点における建物の時価の評価方法については、建物の取得価格が資料から判明している場合には、原則として、取得価格を基本に再取得価格を算定し、これに建物取得時から本件事故発生時点までの経年による価値減少分（減価償却費相当額）を控除した額をもって損害額とする。
- ② 他方、建物の取得価格が資料から判明しない場合には、建物所在地における同種・同程度の建物の再取得価格を算定し、これに建物取得時から本件事故発生時点までの減価償却費相当額を控除した額をもって損害額とする。

II 減価償却費の算定方法

減価償却費の算定に当たっては、基準の通用性、明確性に鑑み、税務上一般に使用されている減価償却後の残存価値を求める以下の算式を採用する。

$$\text{減価償却費} = \text{取得価格} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数}$$

本件建物については、再取得価格が2120万円であり、建築後12年が経過していることが認められ、非事業用木造建物であることから減価償却後の建物の

¹⁷ 和解案提示理由書の記載に基づく。

残存価値を10%、耐用年数を33年、減価償却率を0.031として、以下の算式に則り、本件事故発生時点の再取得価格が1410万2240円であると算出された。

$$2120 \text{ 万円} \times (1 - 0.9 \times 0.031 \times 12) = 1410 \text{ 万 } 2240 \text{ 円}$$

その上で、賠償者による代位（民法第422条）¹⁸を考慮し、和解時点の建物の時価を本件事故発生時点における建物時価の5%と算出し、これを本件事故発生時点の建物時価から控除した額1339万7128円が本件建物に生じた損害の内金として賠償された。

なお、本件建物の敷地に関する借地権、庭の樹木については、本件建物所在地の財産的価値を直ちに算定することが困難であること、土地所有者の損害との関係を考慮せずに損害額を算定するのは問題であること、樹木は建物や自動車とは異なり現在価値を算定するための一般的な基準を見いだすのが困難であることを理由として、早期解決を求める本件の和解案提示の中には含めないとされた。

（2）自動車

X1の所有する自動車については、物理的に滅失しているわけではないものの立入禁止区域内に置かれており、申立人らが自由に搬出できず、長期間にわたって放射線量の高い地域に放置された状態となっているため使用不能であることが認められるとして、本件事故発生時点の時価をいわゆるレッドブック¹⁹（平成23年3月号）に基づき61万円と算出し²⁰、賠償者による代位（民法第422条）を考慮し、本件事故発生時点の時価から6万円を控除した55万円が自動車に生じた損害の内金として賠償された。

（3）家財（警戒区域内の財物）

警戒区域内に残置している家財については、X1が加入していた火災保険契約

¹⁸ 損害賠償者による代位とは、債権者が損害賠償としてその債権の目的たる物又は権利の価額の全部を受けた場合、債務者はその物又は権利について債権者に代位し、権利を行使等することができる制度をいう（奥田昌道編『新版注釈民法（10）II 債権（1）債権の目的・効力（2）』669頁〔山下純司〕（有斐閣、平成23年）参照）。東京電力が本件建物等に発生した損害の全部を賠償した結果、その所有権を取得するという両当事者の望まない結果を回避するために、和解においては損害の一部（90%から95%）を内金として賠償する旨が合意された。

¹⁹ 有限会社オートガイドが発行する中古自動車価格月報。

<http://www.red-book.jp/index.html>

²⁰ 和解案提示理由書の記載に基づく。

における家財の補償価額、申立人らの家族構成、年齢、建物の規模、過去の裁判例における水準等に鑑みて 500 万円が本件事故発生時点の時価として相当であること、既に 9 カ月以上にわたって放置され、今後も相当長期にわたってその利用が妨げられるであろうこと、その除染についても現実性に疑問があること等から、その価値が著しく毀損したものと認められるとして、損害賠償による代位（民法第 422 条）を考慮して、500 万円から 25 万円（残存価値 5%）を控除した 475 万円が損害の内金として賠償された。

【就労不能損害】

X2 の給与等の減収分については、和解対象期間（9 カ月）を通じて、月額 1 万 5000 円の減収があったとして、13 万 5000 円が賠償された。

【弁護士費用】

弁護士費用については、申立ての難易度その他一切の事情に鑑みると、本件事故により避難を余儀なくされ、従前の生活環境から突如切り離された申立人らが、和解仲裁手続において円滑に審理を進行し、紛争を解決する上で弁護士の助力を得ることが必要不可欠である等の事情から、弁護士費用以外の和解金額合計の 3% の範囲で認めることができるとして、X1 に対し 62 万 2975 円、X2 に対し 5 万 628 円がそれぞれ賠償された²¹。

【仮払補償金】

なお、X1 は東京電力から仮払補償金 130 万円を、X2 は東京電力から仮払補償金 30 万円をそれぞれ受領したが、本和解契約においては、いずれについても、仮払補償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

²¹ 和解案提示理由書の記載に基づく。

【公表番号 2】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人らが、本件事故発生から 6 カ月経過後の精神的損害（日常生活阻害慰謝料）の減額は不当であることの確認を求めて、申立てを行った事案。

和解対象期間は、平成 23 年 9 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日までである。

申立のとおり、本件事故発生から 6 カ月経過後の精神的損害がそれ以前の時期と比べて減額されるべきでないことが確認された。

【公表番号 3】

本件事故当時、南相馬市小高区で飲食店を経営しながら、同居する親を介護していた申立人が、避難費用、営業損害、精神的損害等について賠償を請求した事案。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 11 月 30 日までである。

和解金額総額は、327 万 6500 円である（仮払補償金控除前）。

申立人は、避難のための交通費実費（3 万 2715 円）、引越し謝礼（6 万円）、当初滞在した県外の妹宅での宿泊費（18 万円）、その後賃借したアパート賃料（59 万 5000 円）と駐車場賃料（10 万 4000 円）、携帯電話料金の増加等を含む生活費の増加費用（54 万円余）、一時立入費用（5 万 500 円）、生命・身体的損害（椎間板ヘルニアの悪化による整骨院施術費。9 万 4080 円）、精神的損害（1 カ月 35 万円）、営業損害（45 万円）、弁護士費用（請求額の 5%）等を請求した。

避難交通費については、自家用車での移動に係る費用支出については、1 万 3000 円が賠償された。

家財道具移動費用については、2 万 8000 円が賠償された。また、引越し謝礼については、申立人の親族がレンタカーを借りて家財道具移動（引越し）を手伝い、申立人を県外の自宅まで先導したことについて申立人が支払った謝礼も本件事故と相当因果関係のある損害であるとして、請求のとおり 6 万円が賠償された。

宿泊費については、アパート及び駐車場賃料合計 69 万 9000 円の他、親族宅に宿泊した 45 日間につき日額 4000 円で計算した 18 万円、合計 87 万 9000 円が賠償された。

生活費の増加費用については、最低限必要とした日用品、衣服、家具の購入費の他、冬タイヤの交換費用、携帯電話代増加額等について、請求額のおよそ 9 割である 48 万 7000 円が賠償された。

一時立入費用については、5 万 500 円が賠償された。

生命・身体的損害については、避難所を転々としたあと、平成 23 年 4 月中旬に県外の親族宅に避難し、平成 23 年 6 月に賃貸住宅を賃借したところ、その間の避難生活や急な引越で腰部への負担が増大して腰椎椎間板ヘルニアを発症し、整骨院に通院したことによる施術費（なお、整形外科にも通院したが治療費は無償であった。）についても事故と相当因果関係があるものとされ、発症起因や年齢等を考慮し、8 万円が賠償された。

精神的損害については、同居する親がショートステイ中に被災し、別々に避難することとなり、親の生死自体も数日間わからなかつたこと、その後生存していること自体は確認できたものの避難場所は不明で、避難開始の約 10 日後に

なって突然危篤状態となったとの連絡を受けて再会を果たしたこと、その後は入院する親の付添のために避難先から電車等で頻繁に通院することになった点等を考慮し、親が行方不明であった期間も含む3月分は15万円、4月分以降は2割増しとし、4月分は14万4000円、5月以降は1ヶ月12万円、合計113万4000円が賠償された。

営業損害については、45万円（月額5万円の9カ月分）が賠償された。

弁護士費用については、総賠償額の約3%に相当する9万5000円が賠償された。

なお、申立人は、東京電力から仮払補償金100万円を受領したため、本和解契約においては、20万円について控除する旨定められた。

【公表番号 4】

本件事故当時、栃木県所在の観光ホテルに勤務していた申立人が、風評被害の影響で、勤務先から解雇されたとして、相当額の就労不能損害について賠償を請求した事案。

和解金額は、126 万円である。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 11 月 30 日までである。

就労不能損害については、平成 22 年度の収入実績等に基づき、平成 23 年 5 月から平成 23 年 11 月までの 7 カ月分として、126 万円が賠償された。

【公表番号 6】【和解案提示理由書 6 番】

本件事故当時、浪江町に居住していた申立人ら（夫妻、妻の母及び子。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、妻の母を「X3」、子を「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が避難費用（42万2100円）、一時立入費用（2万5000円）、精神的損害（795万円）、就労不能損害（303万6153円）、生活必需品の購入費用（8万9268円）等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、X1について179万4645円、X2について216万8786円、X3について73万円、X4について152万8565円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年8月31日までである。

避難費用については、X1について8万9000円、X2について17万4100円、X3について7万円、X4について8万9000円が、それぞれ賠償された。

一時立入費用については、X1について5000円、X2について1万円、X3について1万円が、それぞれ賠償された。

精神的損害については、申立人らは1名あたり月額35万円（総額795万円）の賠償を請求しているところ、中間指針に則った月額10万円という目安額を踏まえつつ、避難生活における各人の具体的な事情を考慮して、X1について68万円、X2について66万円、X3について65万円、X4について66万円がそれぞれ賠償された。

なお、精神的損害の増額事由として考慮された具体的な事情及び増額の内容は以下のとおりである。

X1については、脳梗塞で入院し、退院してから1カ月に満たなかった実母を介護しながらの避難生活を余儀なくされたこと、本件事故に伴う避難によって家族が離れ離れになり、平成23年3月15日まで家族の安否を確認することができない状態にあったこと、平成23年3月11日から1カ月の間に5回にわたり避難場所の移動を強いられ、移動距離も長距離にわたったこと、平成23年6月に現住所に避難するまでの間、本件事故前に同居していたX3との別居を余儀なくされたこと等の事情を踏まえて、平成23年3月分は月額16万円、平成23年4月分及び5月分は月額11万円に増額されている。

X2及びX4については、本件事故に伴う避難によって家族が離れ離れになり、平成23年3月15日まで家族の安否を確認することができない状態で、家族を探し歩くことを余儀なくされたこと、平成23年3月11日から1カ月の間に5回にわたり避難場所の移動を強いられ、移動距離も長距離にわたったこと、平成23年6月に現住所に避難するまでの間、本件事故前に同居していたX3との別居を余儀なくされたこと等の事情を踏まえて、平成23年3月分は月額14万

円、平成 23 年 4 月分及び 5 月分は月額 11 万円に増額されている。

X3 については、本件事故に伴う避難によって家族が離れ離れになり、平成 23 年 3 月 15 日まで家族の安否を確認することができない状態で、家族を探し歩くことを余儀なくされたこと、平成 23 年 6 月に現住所に避難するまでの間、本件事故前に同居していた X1、X2 及び X4 と別居し、一人離れた避難先での生活を余儀なくされたこと等の事情を踏まえて、平成 23 年 3 月分は月額 13 万円、平成 23 年 4 月分及び 5 月分は月額 11 万円に増額されている。

就労不能損害については、X1 について 93 万 1902 円、X2 について 132 万 4686 円、X4 について 77 万 9565 円が、それぞれ賠償された。

生活必需品の購入費用については、X1 が請求した 8 万 9268 円のうち、食品の購入費を除いた 8 万 8743 円が賠償された。

なお、申立人らは、東京電力から仮払補償金 220 万円を受領したが、本和解契約においては、仮払補償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

【公表番号 7】【和解案提示理由書 7 番】

本件事故当時、いわき市で水産加工品の製造販売業を営んでいた申立人が、
営業損害等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、1 億 5300 万 3979 円である。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 8 月 31 日までである。

申立人は、①放射線測定器購入費用（5 万 1335 円）、②検査費用（22 万 8900 円）、③風評被害による営業損害（逸失利益。1 億 3631 万 632 円）、④半製品在庫の腐敗物処理費用（318 万 4230 円）、⑤半製品在庫に係る逸失利益（2379 万 4132 円）、⑥外装包装フィルムの表示変更に関する費用（3517 万 5081 円）を請求した。

①放射線測定器購入費用については、5 万 1335 円が賠償された。

②検査費用については、22 万 8900 円が賠償された。

③営業損害については、本件事故直後は震災の影響で工場製造ラインが復旧していなかったとして営業損害の起算日が争点となったが、工場内の水道が復旧したのは平成 23 年 4 月 12 日であり、その後も腐敗した半製品在庫の処分や製造ラインの洗浄・ボイラーの一部の修繕等で、安定的な再稼働までに 10 日間程度は要したとして、平成 23 年 4 月 21 日が起算日とされた。損害額については、再稼働から平成 23 年 8 月 31 日までの減収分について、平成 20 年 5 月 1 日からの決算年度を基準年度とし、和解対象期間の減収率に利益率を乗じて算定し、1 億 1393 万 912 円が賠償された。

④半製品在庫の腐敗物処理費用については、従業員が避難したことにより包装前の半製品を商品化できなかったこと、通常であれば半製品在庫それ自体を出荷する方法もあったが、本件事故により輸送手段がなく商品化できる期間を経過してしまったこと等から、実際にかかった処分費用につき賠償の対象と認め、震災による影響を 50% 程度考慮して、159 万 2115 円が賠償された。

⑤半製品在庫に係る逸失利益については、当該半製品在庫による利益は 3 月中旬には具現化されることが予定されており、③の風評被害による営業損害とは対象とする期間が異なること等から、③の風評被害による営業損害とは重複しないものとされ、損害額については、半製品在庫が資産計上されていることに鑑み、販売価格から包材及び物流費を控除した評価単価による簿価ベースの金額をもとに、工場への震災の影響等も 50% 程度考慮して、906 万 653 円が賠償された。

⑥外装包装フィルムの表示変更に関する費用については、従前の包装フィルムへの放射能の直接的な影響はないものの、風評による被害を最小限に抑える

べく包装フィルムの表示を変更せざるを得なくなり、これにより在庫品として保有していた外装包装フィルムは無価値になったとして、本件事故との相当因果関係が認められた。

もっとも、在庫品の中にはかなり長期間の使用を予定したデザインのものもあり、それは申立人の各般の経営判断によるところがあることは否定できないこと、単価を安くするために一括大量発注したことについては一定の合理性があるものの、包装フィルムの性質上もともと一定の廃棄ロス（使用されずに消失、損耗する分）が見込まれていると考えられること等から 20%程度を控除し、2814 万 64 円が賠償された。

【公表番号 9】【和解案提示理由書 5 番】

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人ら（親 1 名及びその子 2 名）が、自主的避難費用、精神的損害、就労不能損害等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、76 万 7245 円である。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 15 日から平成 23 年 5 月 10 日までである。

申立人らは、平成 23 年 3 月 19 日から平成 23 年 5 月 7 日まで自家用車で県外に自主的に避難し、避難先を探して同県内を移動していたところ、その間の避難費用（宿泊費 14 万 4670 円及び交通費 4 万円の合計 18 万 4670 円）、帰宅費用（3 万 8000 円）、精神的損害（10 万円を 3 名分で合計 30 万円）、就労不能に伴う損害（29 万 4575 円）の合計 81 万 7245 円の損害を請求した。

避難費用及び帰宅費用について、避難交通費 3 万 4000 円（申立人らが領収書等の資料を所持していないことから、政府指示等により避難した者の交通費算定のために東京電力が用いている基準を準用するのが合理的であるとして、県外移動 1 万 4000 円／日、県内移動 5000 円／日）、宿泊費 14 万 4670 円、帰宅交通費 1 万 4000 円（避難交通費と同様に、県外移動 1 万 4000 円／日）が賠償された²²。

精神的損害については、定額賠償として、申立人らのうち大人 2 名にそれぞれ 4 万円、申立人らのうち子ども 1 名に 20 万円の合計 28 万円が賠償された。

就労不能損害として、29 万 4575 円（申立人らが避難先から帰宅した平成 23 年 5 月 7 日から就労を再開した同月 11 日までの間の不就労日は、自主的避難から帰宅した後の生活環境等を整えるための準備期間として就労しないこともやむを得ないとして、就労不能期間に含められた。）が賠償された。

²² 和解案提示理由書の記載に基づく。

【公表番号 11】

本件事故当時、南相馬市鹿島区に居住していた、両足に障害のある申立人が、避難費用、精神的損害、新規購入した家財等に係る損害等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、162万7000円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年9月30日までである。

申立人は、避難交通費（5万円）、知人宅滞在費用（2万5000円）、生活費の増加費用（55万9475円）、家財道具移動費用（相当な金額）、精神的損害（月額42万円）、新規家財道具等の購入費（25万円）及び弁護士費用（13万5865円）を請求した。

避難交通費については、5万円が賠償された。

知人宅滞在費用については、滞在先の知人に対して申立人が実際に支払った金額である2万5000円（滞在期間は約2週間）が賠償された。

通常の範囲を超える生活費の増加費用（一時帰宅費用を含む。）については、その支出が認められた6万円が賠償された。

家財道具移動費用については、避難先の仮住居から最終的な住居への移転に要する費用として、15万円が賠償された。

精神的損害については、申立人が両足の障害を抱えて約半年間にわたり8カ所の避難先を転々としていた苛酷さ等の諸事情を考慮し、中間指針に則り算定された74万円を3割増額して、さらに10万円を加算した106万2000円が賠償された。

新規購入した家財等に係る損害については、新規家財道具等の購入費を含めた金額として申立人が請求した25万円が賠償された。

弁護士費用については、3万円が賠償された。

なお、申立人は、東京電力から仮払補償金30万円を受領したため、本和解契約においては、30万円について控除する旨定められた。

【公表番号 12】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人ら（夫妻及びその乳幼児 2 名）が、自主的避難に伴う避難費用、生活費増加費用及び精神的損害等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、136 万円である。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 12 月 31 日までである。

申立人らは、精神的損害（96 万円）、避難費用（15 万円）、生活費増加費用（駐車場代月額 5000 円及び光熱費月額 2 万円）及び相当額の就労不能損害を請求した。

精神的損害、避難費用、生活費増加費用及び就労不能損害については、定額賠償として、申立人らのうち、夫妻に対してそれぞれ 8 万円が、乳幼児 2 名に対してそれぞれ 60 万円が賠償された（本件では、中間指針追補が想定する水準を超える避難費用の支出が確認されなかった。）。

【公表番号 13】

本件事故当時、埼玉県で主として国内宿泊客向けに地元の農産物を提供する等の特色を有する宿泊業（ホテル）を営んでいた申立人が、営業損害（3395万1054円）について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、317万4651円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年5月31日までである。

営業損害については、観光業の風評被害に関する中間指針は、埼玉県を原則的に損害賠償の対象となる地域としていない。しかし、申立人が、その事業所所在地付近で産出される野菜類を宿泊客に提供することを特徴とする業態をしていることに着目し、埼玉県において産出された農産物に関して現実に生じた買い控え等による被害は原則として賠償すべき損害であると中間指針第7の2「農業の風評被害」が定めていることや、中間指針第8「間接被害」の基準の趣旨等を参照することにより、逸失利益の20%は賠償されるべき損害であるとされた。

損害額の算定に当たっては、申立人の過去3年間の平均営業損益及び平均売上変動費を用いて、本件事故がなければ得られたはずの収益額及び本件事故がなければ負担したであろう費用額を算定し、和解対象期間の収益及び費用の実績値と比較することで、和解対象期間の逸失利益を算定し、当該逸失利益額に20%を乗じた317万4651円が賠償された。

【公表番号 14】【和解案提示理由書 8 番】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人らが、いわき市に避難後、避難生活のために購入した衣類、家具等の購入費用について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、5万7000円である。

和解対象期間は、平成23年4月11日から平成23年4月23日までである。

申立人らは、本申立てに先立ち、東京電力に直接請求したところ避難費用の一部につき否認されたため、否認された避難費用の差額5万7000円を請求した。

生活費の増加費用については、新たに購入した喪服、食器棚、冷蔵庫の3点について相当因果関係がある金額であるとして東京電力基準との差額5万7000円が賠償された。

なお、申立人らは東京電力から仮払補償金160万円を受領したが、仮払補償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

【公表番号 16】

本件事故当時、大熊町において鶏卵、有機肥料等を生産・販売する申立人が、営業用動産の財物価値の喪失に係る損害について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、147万3082円である。

申立人は、①平成23年4月以降使用予定で作成した通販用カタログにつき、カタログ内の住所や店舗・農場写真の所在地が警戒区域内（3～5キロメートル以内）にあるため、今後使用できず、廃棄せざるを得ないことによる損害（48万3000円）、②平成23年4月以降の使用を予定して、有機肥料を入れるために購入したナイロン袋につき、袋詰めすべき肥料の放射線量が高い上、袋自体も肥料登録番号と製造者住所が印刷してあることから廃棄せざるを得ないことによる損害（20万1174円）、③購入した鶏卵用段ボール等の包装資材につき、警戒区域により長期避難のため使用不可となり廃棄せざるを得なくなったことによる損害（78万8908円）の合計147万3082円を請求した。

上記全ての営業用動産の価値が全部喪失したことが認められ、請求のとおり147万3082円賠償がされた。

【公表番号 17】

本件事故当時、県外に居住しており、平成 23 年 4 月以降に転居予定の建物をいわき市に所有していた申立人ら（2 名）が、精神的損害等として相当額について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、12 万 8000 円である。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 16 日（和解成立日）までである。

精神的損害については、申立人らが本件事故当時にいわき市の家屋に居住していたとすれば中間指針第二次追補に則り認められたであろう精神的損害等の定額賠償額が合計 16 万円（8 万円×2 名）であることを参考に、本件事故当時に実際に居住していた場所は当該家屋ではなく県外であったこと、当該家屋の放射線量測定のために申立人らが別途ガイガーカウンター購入費用 4 万 8000 円を負担したこと等の諸事情を考慮し、申立人らがいわき市に所有する家屋を利用することを控えざるを得ないことによる精神的損害として、12 万 8000 円が賠償された。

【公表番号 20】

本件事故当時、県外に居住し、通訳案内士として稼働していた申立人が、平成 23 年 4 月 12 日に予定されていた外国人の東京観光旅行の通訳案内業務がキャンセルされたことから、外国人観光客向け観光業の風評被害による営業損害（3 万円）について賠償を請求した事案。

和解金額は、3 万円である。

和解対象は、平成 23 年 4 月 12 日実施予定分の営業損害である。

本件事故前、申立人が平成 23 年 4 月 12 日実施の外国人の東京観光旅行の通訳案内業務を受託予定であったこと、上記の観光旅行が本件事故直後にキャンセルされたこと、同じく震災直後、通訳士の業界団体から外国人観光旅行のキャンセルが相次いでいる旨の告知がなされていたこと等から、観光旅行のキャンセルと本件事故との因果関係が明らかであり、通訳案内士の一般的な報酬（収益）として 1 日 3 万円は合理的であること等から、3 万円が賠償された。

【公表番号 21】

本件事故当時、浪江町所在の物件を申立外会社に賃貸していた申立人が、月額 42 万円の賃料収入を得ることができなくなったとして、営業損害について賠償を請求した事案。

和解金額は、336 万円である。

和解対象期間は、平成 23 年 5 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までである。

申立人は、本件事故により、月額 42 万円の賃料収入を得ることができなくなったとして、平成 23 年 4 月分から平成 23 年 12 月分までの 9 カ月分の賃料相当損害額の営業損害（378 万円）を請求した。

申立人が平成 23 年 4 月分の賃料を申立外会社から受領していることから、平成 23 年 5 月分から平成 23 年 12 月分までの合計 336 万円（42 万円 × 8 カ月）が賠償された。

【公表番号 22】

本件事故当時、千葉県の太平洋沿岸地域（いわゆる外房地域）で主として国内観光客向けの宿泊業を営んでいた申立人が、風評被害に係る損害（2815万8301円）について賠償を請求した事案。

和解金額は、2478万9838円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年8月31日までである。このような風評被害も賠償されるべき損害であるとされた。

損害額の算定は、申立人の売上実績に貢献利益率を乗じ、これに本件事故を要因とする売上減少率を乗じて、2478万9838円が賠償された。

【公表番号 23】

本件事故当時、自主的避難等対象区域で製造業を営んでいた申立人が、営業損害について賠償を請求した事案（なお、申立時には、請求金額は特定されていないが、申立人は、その後、1883万8489円を請求した。）。

和解金額は、1000万7073円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年8月31日までである。

営業損害の算定方法が争点となり、申立人は、いわゆるリーマンショック後売上が落ちており、それ以前の数字が生産能力を適切に示しているとして、平成19年度の売上を基礎に営業損害を算定することを主張した。

結局、いわゆるリーマンショック前後の売上をほぼ均等に考慮することでのきる過去5年の平均売上を前提に営業損害を算定することとし、1000万7073円が賠償された。

【公表番号 24】【和解案提示理由書 9 番】

本件事故当時、千葉県に居住し、外国人観光客の通訳案内を主な仕事としていた申立人が、本件事故により、申立人の通訳対象語に係る外国人観光客が減少したことに伴い売上が減少したとして、外国人観光客向け観光業の風評被害による営業損害について賠償を請求した事案。なお、申立人の主な通訳案内地は、東京都、大阪府、京都府、奈良県、栃木県日光地方等であった。

和解金額は、230 万円である。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 12 月 31 日までである。

営業損害については、外国人観光客を対象とした営業であることを考慮し、案内先にかかわらず本件事故後の減収分について相当因果関係があることが認められた上で、本件事故がなければ得られたであろう推定売上額（過去 3 年分の売上額から推計）と実際の売上額の差額である 272 万 7570 円（推定売上減少額）から、支払を免れた経費 44 万 3075 円（過去 3 年分の経費の額から推計）を控除した 228 万 4495 円について、少なくとも相当因果関係が認められるとされ、さらに申立人には、金額の確定が困難なより多くの損害が生じていることが推察されるとして、230 万円が賠償された。

【公表番号 25】

本件事故当時、首都圏と宮城県との間で運輸業を営んでいた申立人が、その所有するトラック（以下「本件トラック」という。）が避難等対象区域内にて被災したとして、本件トラックを使用できなかった期間の営業損害等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、151万4000円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から5月11日までである。

申立人は、その所有するトラックが、積荷を積んで避難等対象区域内を走行中に本件事故が発生し、運転手（従業員）が本件トラックを放置して避難したため、4月15日まで本件トラックを回収できず、さらにその後も、本件トラックの積荷の放射線量を測定して荷主に報告し最終的に荷主が荷物を引き取るまでの間、本件トラックを使用できなかったとして、検査費用（8万6000円）と休車損害（142万8000円）を請求した。

検査費用（物）については、8万6000円が賠償された。

休車損害については、和解対象期間において申立人に明らかな減収は生じていないところ、企業としての逸失利益を問題とするのではなく、本件トラック1台あたりの休車損害を算定し賠償すべきものとされた。

休車期間については、申立人と荷主との間のやりとりの内容からすると、荷主の荷物引取り保留の理由が放射線の影響であったことは明らかであり、積荷の保管に関しても、申立人には荷下ろしのための機械がなく、また、商品の性質上も荷下ろしして保管することは適切ではなかったことから、申立人の主張どおり、5月11日までの51日間を休車期間とみることが相当とされた。

損害額の算定については、申立人の主張する1日あたりの休車損害額2万8000円は、申立人の営業実績をもとに計算した同種車両の1日あたりの休車損額を下回ることから、請求どおり1日2万8000円の51日分として、142万8000円が賠償された。

【公表番号 26】

本件事故当時、山梨県内で外国人観光客用の宿泊業を営んでいた申立人が、本件事故後、宿泊予約のキャンセルが相次いだとして、営業損害について賠償を請求した事案。

和解金額は、6165万5068円である。

申立人が和解金の一部を早期に受領することを希望したことから、比較的争いの少ない中間指針第7の3に示された考え方に基づく部分の損害のみに和解仲介の対象を限定して、6165万5068円が賠償された。

【公表番号 28】

本件事故当時、いわき市において、水産加工品の調達・販売業を営んでいた申立人が、営業損害（807万7275円）について賠償を請求した事案。

和解金額は、774万4499円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年10月31日までである。

申立人は、申立人が製造するすべての水産物加工品、資材等を親会社に対し販売していたところ、震災により親会社の工場の操業が平成23年4月11日まで停止したため、その期間を除いて、和解対象期間につき、過去2期分の決算数値等から風評被害による減収分を算定して営業損害を算定し、774万4499円が賠償された。

【公表番号 29】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人が、本件事故によって自宅の敷地が放射性物質により汚染されたとして、砂利の入替えや芝生の張替えといった除染作業（以下「本件除染作業」という。）を実施し、本件除染作業に要した費用として、自宅敷地の除染費用（19万9500円）及び放射線測定器購入費用（5万550円）について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、25万50円である。

自宅敷地の除染費用（19万9500円）及び放射線測定器の購入費用（5万550円）につき相当性が認められるとして、25万50円が賠償された。

【公表番号 30】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人ら（夫妻及びその子 2 名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子をそれぞれ「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、相当額の交通費（避難交通費及び一時立入交通費）、生活費の増加費用（42 万 3920 円）、精神的損害（400 万円）及び就労不能等に伴う損害（172 万 2080 円）について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、640 万 7705 円である（仮払補償金控除前）。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 11 月 30 日まで（ただし、就労不能損害については、平成 23 年 10 月 31 日まで）である。

交通費（避難交通費及び一時立入交通費）については、6 万 5550 円が賠償された。

生活費の増加費用については、その内訳は、衣服費や学校用品費、蛍光灯やエアコン等の家電製品費等であったが、そのうちカーナビゲーションの購入・取付費用（合計約 6 万円）について賠償の対象とするか否かが争点となった。この点、申立人らが土地勘のない場所での生活を余儀なくされたことを考慮し、賠償の対象とされ、生活費の増加費用として合計 42 万 3920 円が賠償された。

精神的損害については、申立人らの中に乳幼児が含まれており、X2 の負担が大きいこと等を勘案し、50 万円の増額をし、418 万円が賠償された。

就労不能等に伴う損害については、X1 は、平成 23 年 3 月 11 日から 7 月まで就労不能であり、8 月以降は就労したもののが収入が減少したところ、平成 23 年 3 月から 7 月までの休業損害は本件事故以前の月収を基準に支払うこととし、平成 23 年 8 月から 10 月までの減収分の損害については、本件事故以前の月収から平成 23 年 8 月から 10 月までの平均月収を差し引いた差額を 3 カ月分支払うこととして就労不能等に伴う損害を算定し、173 万 8235 円が賠償された。

なお、申立人らは、東京電力から仮払補償金 220 万円を受領したため、本和解契約においては、220 万円について控除する旨定められた。

【公表番号 31】

本件事故当時、飯舘村に居住していた申立人が、避難費用（交通費。1万1000円）、生活費増加費用（56万3958円）、就労不能損害（97万9000円）及び精神的損害（315万円）及び一時立入費用（4万4000円）について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、254万3381円である（仮払補償金控除後）。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年11月30日までである。

避難費用（交通費）については、1万6000円が賠償された。

生活費増加費用については、59万9716円が賠償された。

一時立入費用としては、4万4000円が賠償された。

就労不能損害については、101万3665円（月額20万2733円）が賠償された。

精神的損害については、避難に伴い、母親と同居することになり母親を介護する負担が増加したとして、117万円（月額13万円）が賠償された。

なお、申立人は、東京電力から仮払補償金30万円を受領したため、本和解契約においては、30万円について控除する旨定められた。

【公表番号 32】

本件事故当時、計画的避難区域（飯館村）に居住していた申立人が、生活費の増加費用、精神的損害、避難費用、一時立入費用、生命・身体的損害（通院慰謝料等）等について賠償を請求した事案。なお、申立人の子も同時に避難費用等を請求した。

和解金額総額は、47万2750円である（仮払補償金控除後）。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年11月30日までである。

申立人は、生活費の増加費用（42万6682円）、精神的損害（315万円。35万円×9カ月）、避難費用及び一時立入費用（5万5000円）並びに相当額の生命・身体的損害（通院慰謝料等）、合計363万1682円を請求した。

生活費の増加費用については、42万4230円が賠償された。

精神的損害については、月額10万円の9カ月分90万円が賠償された。

避難費用及び一時立入費用については、申立人の子も同じ額の請求を同時に申し立てていたため、申立人ではなく同人の子に賠償された。

生命・身体的損害については、避難により病気が悪化したため、通院交通費（タクシ一代）8520円及び通院期間1カ月に対する通院慰謝料19万円が賠償された。

なお、申立人は、東京電力から仮払補償金105万円を受領したため、本和解契約においては、105万円について控除する旨定められた。

【公表番号 33】

本件事故当時、檜葉町に居住していた申立人ら（2名。以下、それぞれ「X1」、「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、本件事故により、県外にある別の親族宅にそれぞれ避難したとして、当該親族に対して支払った宿泊費（謝礼を含む。X1につき 80万円及び X2につき 51万円）の賠償について請求した事案。

和解金額総額は、131万円である。

和解対象期間は、X1及びX2ともに、平成23年3月26日から平成24年1月31日までである。

宿泊費（謝礼を含む。）については、日額 2000円程度の宿泊費の支払²³は相当額の範囲内であるとして、親族に実際に支払った金額である 80万円（X1）及び 51万円（X2）がそれぞれ賠償された。

²³ 和解金額及び避難期間から計算したところ、X1については日額 2564円、X2については日額 1635円が支払われたこととなる。

【公表番号 34】

本件事故当時、川内村（緊急時避難準備区域）に居住していた申立人ら（夫妻）が、生活費増加費用（50万円）、相当額の精神的損害等の賠償について請求した事案。

和解金額総額は、123万1417円である。

和解対象期間は、精神的損害については平成23年9月1日から平成24年2月29日まで、生活費増加費用については平成23年3月11日から平成24年2月29日までである。

生活費増加費用については、申立人ら2名併せて、実際に支出した金額のうち食品に対するものを除いた3万1417円が賠償された。

精神的損害については、避難生活6ヵ月分として申立人らそれぞれに対して60万円が賠償された。

なお、申立人らは、東京電力から仮払補償金総額160万円を受領したが、当該仮払補償金は和解対象期間外である平成23年3月11日から平成23年8月31日までの精神的損害（合計136万円）や本和解の効果が及ばない一時立入費用（合計21万円）その他の損害に充当されたとして、本和解契約においては、仮払補償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

【公表番号 35】

本件事故当時、千葉県に居住していた申立人が、本件事故前から大熊町にある実家に帰省していたため、母親とともに実家からの避難を強いられたとして、実家に残置した申立人所有の旅行カバン等の時価相当額及び避難費用等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、12万円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年3月17日までである。

申立人は、避難所・親戚宅に避難した後に千葉県の自宅に帰還したが、避難の際に旅行カバン等を実家に残置したとして、精神的損害（12万円）並びに申立人が実家へ持参し残置した旅行カバン及びその内容物（衣類等）の時価相当額（合計5万円）等の賠償を請求した。

申立人は、本件事故当時大熊町に滞在していたものの、千葉県に居住していたため、「避難等対象者」に明示的には該当しないが、本件事故当時に警戒区域内の実家において、避難指示を受け、避難したものであるため、「避難等対象者」に類似するものとされた。

精神的損害については、申立人が「避難等対象者」に類似するものとされたことを前提に、実家に残置した旅行カバン等の財物価値の喪失又は減少に係る損害賠償と併せて12万円が賠償された。

【公表番号 37】

本件事故当時、郡山市に居住していた申立人ら（夫妻）が、自主的避難等に係る損害及び自家消費していただけのこの価値相当額の損害等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、23万4400円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成24年2月29日までである。

申立人らは、申立人らの子及び孫とともに、関東地方の親戚宅及び県内のホテルに自主的避難をしたとして、親戚への宿泊費（10万円）、ホテル料金（17万4510円）、避難交通費（ガソリン代。2万2400円）及び精神的損害（50万円）を請求し、また、自家消費していただけのこが消費できなくなり市場で購入しなくてはならなくなつたとして、たけのこの価値相当額の損害（15万円）を請求した。

避難費用・精神的損害等については、申立人らと一緒に自主的避難をした申立人らの子の宿泊費等は子らが別途請求していることから、定額賠償として、申立人ら2名分のみ16万円（8万円×2名）が賠償された（本件では、中間指針追補が想定する水準を超える実費の支出は確認できなかった。）。

たけのこの価値相当額に係る損害については、実際の市場価格も参考にして消費量2年分に相当する7万4400円が賠償された。

【公表番号 38】【和解案提示理由書 11 番】

本件事故当時、本宮市に居住していた申立人が、県内の実家に自主的に避難したとして、勤務先のある本宮市への通勤費用増加分、就労不能損害、精神的損害について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、22万2765円である。

和解対象期間は、平成23年3月14日から平成23年9月26日までである。

本宮市に居住していた申立人は、同県内の実家に自主的に避難したため、職場のある本宮市への通勤費用が増加したとして、増加ガソリン代（17万1000円）、自主的避難をしたことによる就労不能損害（3万9345円）及び精神的損害を請求した。

通勤費用増加分については、本宮駅前の空間放射量が平成23年9月1日までは $1.1\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の値を示しており、申立人の住居地周辺の空間線量は平成23年8月の時点では $1\mu\text{Sv}/\text{h}$ 程度の放射線量があったと推認できるので、平成23年8月の時点において、申立人が避難を継続していたことには合理性が認められるが、平成23年9月以降は本宮市役所及び本宮駅前の数値が $1\mu\text{Sv}/\text{h}$ を下回るようになってきたことからすれば、平成23年9月以降は一応避難の必要性はなくなったと判断しうるとし、増加ガソリン代（1日あたり1500円）から通勤手当（1日あたり80円）を差し引いた額の101日分（平成23年8月末までの通勤日数）を通勤費用増加額として14万3420円が賠償された。

就労不能損害については、自主的避難により5日間欠勤したので、請求のとおり3万9345円が賠償された。

精神的損害については、中間指針追補も考慮の上、定額賠償として4万円が賠償された。

【公表番号 39】

本件事故当時、浪江町に居住していた申立人が、避難費用及び精神的損害等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、142 万円である。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 2 月 29 日までである。

申立人は、交通費（5 万円。避難費用として 3 万円及び一時立入費用として 2 万円）、精神的損害（264 万円。避難に伴う慰謝料 64 万円及びその他の慰謝料 200 万円）、生命・身体的損害（診断書取得費用及び駐車場代。3700 円余）、生活費増加費用（22 万円余。スタッドレスタイヤ代 4 万 5000 円及び犬の治療費 7 万円余等）、その他（衣料購入費等の生活費増加費用等。90 万円）を請求した。

避難費用（交通費）については、避難のため県内を自動車で 7 カ所移動したことが認められることから、3 万 5000 円が賠償された。

一時立ち入りのための交通費については、和解対象期間中に 2 回にわたり自動車で一時帰宅をしたことが認められるとして、2 万円が賠償された。

精神的損害については、2 カ月の避難所生活後、10 カ月の避難先生活を送っていることから、124 万円が賠償された。

生活費の増加費用及びその他損害については、生活費関連の損害又は負担増加費用として 12 万 5000 円が賠償された。犬の治療費については、申立人の母²⁴と折半した金額程度が相当な支出と認められるとして、上記の生活費関連の損害又は負担増加費用の一部として賠償された。

なお、申立人は、東京電力から仮払補償金 105 万円を受領したため、本和解契約においては、105 万円について控除する旨定められた。

²⁴ 公表番号 40 の申立人と同一である。

【公表番号 40】

本件事故当時、浪江町に居住していた申立人が、避難費用及び精神的損害等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、138 万円である。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 2 月 29 日までである。

申立人は、交通費（避難費用。1 万 5000 円）、精神的損害（400 万円余。避難に伴う慰謝料 244 万円及び追加慰謝料 160 万円）、生活費増加費用（犬の治療費。7 万円余）及びその他の損害（生活費増加費用。10 万円余）を請求した。

交通費（避難費用）については、避難のため県内を自動車で 4 カ所移動したことが認められることから、2 万円が賠償された。

精神的損害については、2 カ月の避難所生活後、10 カ月の避難先生活を送っていることから、124 万円が賠償された。

生活費の増加費用及びその他損害については、実際に支出等した金額に基づき、生活費関連の損害又は負担増加費用として 12 万円が賠償された。犬の治療費については、申立人の子²⁵と折半した金額程度が相当な支出と認められるとして、上記の生活費関連の損害又は負担増加費用の一部として賠償された。

なお、申立人は、東京電力から仮払補償金 105 万円を受領したため、本和解契約においては、105 万円について控除する旨定められた。

²⁵ 公表番号 39 の申立人と同一である。

【公表番号 41】【和解案提示理由書 12 番】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人ら（夫妻及びその子 3 名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子をそれぞれ「X3」、「X4」、「X5」といい、併せて「申立人ら」という。）が、県外に避難したとして、避難費用、精神的損害及び就労不能損害等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、646 万 8606 円である（仮払補償金控除前）。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 11 月 30 日までである。

申立人らは、本件事故発生直後からの避難に伴い発生した避難費用（交通費 13 万 6000 円）、一時立入費用（交通費 3 万 3000 円）、宿泊費用（15 万円）、家族間の移動費用（自家用車による交通費 24 万円）、平成 23 年 3 月から平成 33 年 2 月までの慰謝料（1 名あたり 1200 万円として、合計 6000 万円）、就労不能損害（X1 につき 7700 万円、X2 につき 1666 万円、X3 につき 15 万円）、自宅土地・建物及び家財道具の財物価値（合計 4300 万円）の賠償を請求した。

避難費用（交通費）については、一部減額の上、相当の額として 12 万 6000 円が賠償された。

一時立入費用については、一部減額の上、相当の額として 2 万 6000 円が賠償された。

宿泊費用については、申立人らが本件事故前には負担していなかった X1 の勤務先の宿舎の使用料（月額 3 万円）をもとに算定し、請求のとおり 15 万円が賠償された。

家族間の移動費用については、X1 が勤務のために福島市内の勤務先の宿舎に避難したことから、県外に避難した X2 ら 4 名の避難先と勤務先の宿舎とを行き来するための自家用車による交通費として、実際に移動した回数に基づき、63 万 7000 円が賠償された。

自宅土地・建物及び家財道具の財物価値のうち、自宅土地・建物については、一定額の住宅ローン残高があり、金融機関に対するローンの返済等の問題を併せて処理する必要があること、申立人らは早期の和解成立を望んでおり、不動産の財物価値減少に関する請求は状況を見て後日行いたいとの意向があることから、今回の内払和解提案の対象から除外するとして、本和解の対象外とされ、家具等生活用品購入費については、避難に際して購入した家具等は避難生活に最低限必要な物を購入したものにすぎないと認められるので、富岡町の自宅建物内の家財の財物価値の減少による損害の賠償とは異なるものとして、3 万 7893 円が賠償された。

精神的損害については、早期の被害救済を図るため、争いのない範囲（1 名

あたり、平成 23 年 3 月は 12 万円、平成 23 年 4 月から 11 月は 1 月あたり 10 万円として、合計 92 万円) として 460 万円 (92 万円の 5 名分) が賠償された。なお、X3、X4 及び X5 が転校を余儀なくされたことに伴う精神的損害の増額については、慰謝料増額事由として考慮に値するとされたが、本件においては申立人が早期の内払和解解決を希望しており、X1 所有の土地建物及び家財の財物価値の減少による損害については、後日改めて請求を行うとしたことから、上記慰謝料増額については今回の内払和解提案の対象から除外するとして、本和解の対象とされなかった。

就労不能損害については、X2 につき 74 万 1713 円、X3 につき 15 万円が、それぞれ賠償された。なお、X1 の就労不能損害については、減収について本件事故と相当因果関係を認めるに足りる具体的な事情を明らかにするには至っていないこと、申立人らは、早期の和解成立を望んでいることから、今回の内払和解提案の対象から除外するとして、本和解の対象とされなかった。

なお、申立人らは、東京電力から仮払補償金 250 万円を受領したため、本和解契約においては、そのうち 143 万 606 円について控除する旨定められた。

【公表番号 42】

本件事故当時、伊達市で農業等（あんぽ柿の加工・出荷）を営んでいた申立人が、平成 23 年に収穫予定であったあんぽ柿につき、出荷制限指示を受け、営業損害について賠償を請求した事案。

和解金額は、43 万 7160 円である。

申立人は、出荷制限指示によりあんぽ柿を廃棄せざるを得なくなつたことから、あんぽ柿の販売予定額から加工・出荷に要する標準的費用、加工・出荷に要する雇用費用の合計経費を控除した金額を営業損害（48 万 5560 円）として請求した。

請求額から一定額を控除した 43 万 7160 円が賠償された。

【公表番号 43】

本件事故当時、広野町に居住していた申立人が、避難先の親族宅で支払った宿泊費用（謝礼金）について賠償を請求した事案。

和解金額は、25万円である。

和解対象期間は、平成23年3月13日から平成23年5月31日までである。

申立人は、平成23年3月13日に臨時で親族宅に避難したことから、平成23年6月1日に二次避難先が決まるまでの間に親族に支払った謝礼金25万円を請求した。

申立人が親族に謝礼金を支払った事実を確認した上で、避難に伴う宿泊費として、請求のとおり、25万円が賠償された。

なお、申立人は、東京電力から申立人の世帯につき仮払補償金100万円、申立人につき仮払補償金30万円を受領したが、本和解契約においては、仮払補償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

【公表番号 44】

本件事故当時、北海道で中古車輸出業を営んでいた申立人が、本件事故により被った営業損害について賠償を請求した事案。

和解金額は、100 万円である。

申立人は、本件事故により、輸出を目的として仕入れた中古車両が、放射性物質で汚染されているとして輸出先国から輸入を拒否されたため、当該中古車両を日本国内のオークションにおいて、予定よりも廉価に処分することを余儀なくされたことから、その逸失利益（輸出先国での予定売却価格と実際の日本国内オークションでの販売価格との差額。仕入れに関する一切の費用も含む。149 万 4530 円）、輸出先国から送り戻した中古車両の往復輸送費（42 万円）、日本国内のオークション手数料（19 万 1110 円）及びオークション会場までの輸送費（5 万 8800 円）を請求した。

営業損害については、上記すべての損害項目の損害を合算した概算額として、仲介委員は 100 万円を相当とし、同額が賠償された。

【公表番号 45】

本件事故当時、小野町に居住していた申立人が、自主的避難に伴う損害について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、31万円である（ただし、ADR手続中に8万円が内払いされており、和解時の支払額は23万円である。）。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年12月31日までである。

申立人は、本件事故後、家族知人らとともに県外に避難したあと4月には本件事故当時の居住地に戻り、さらに夏ごろに県内の他の地域に転居したとして、避難費用として避難交通費（高速道路料金。6700円）、ガソリン代（1万8000円余）、宿泊費（4400円）、避難中の食費（2万4000円余）、生活必需品の購入費用（3万4000円余）の他、就労不能損害（7万8000円余）、引越費用（敷金含む。16万3000円余）、生命・身体的損害として避難により持病が悪化したことによる治療費・通院交通費（8万4000円余）等を請求した。

特に生命・身体的損害について因果関係及び損害額が争点となり、持病の悪化による生命・身体的損害について、本件事故から数ヶ月間の治療に関しては、診断の内容、本件事故後通院回数が増えたこと、本件事故後に効果の強い治療薬に変更されたこと等から本件事故と相当因果関係があるものとされ、その他、申立人の請求に係る損害や自主的避難に係る慰謝料も勘案されて、自主的避難に係る一切の損害として、合計31万円（うち8万円については手続進行中に内払いされた。）が賠償された。

【公表番号 46】

本件事故当時、栃木県において宿泊業を営んでいた申立人が、本件事故により被った営業損害等（合計 162 万 8808 円）について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、276 万 9665 円である（既払賠償金控除前）。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 11 月 30 日までである。

営業損害については、266 万 6565 円が賠償された（既払賠償金控除前）。

追加的費用（検査費用）については、110 円が賠償された。

追加的費用（検査費用以外）については、リース会社が風評被害でリネンリース業務を縮小したため、リネンの自己調達費用の賠償を請求したが、リネンのリース料から洗濯費用を控除した差額分の経費相当分をリネンの調達費用から差し引いて賠償金額を算定し、10 万 2990 円が賠償された。

なお、申立人は、東京電力から平成 23 年 3 月 11 日から 8 月までの営業損害に係る既払賠償金 201 万 348 円を受領したため、本和解契約においては、201 万 348 円について控除する旨定められた。

【公表番号 47】

本件事故当時、警戒区域内に居住していた申立人ら（2名。以下、それぞれ「X1」、「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、精神的損害、避難費用（避難先の賃料・敷金の償却分等）、家電等購入費、一時立入費用、検査費用等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、234万3320円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年8月31日までである。

X1は、歩行困難で身体障害者認定を受けていたところ、X2とともに、東京都心部に避難してバリアフリーのマンションを賃借し、そこに事故前には東京都の別の場所で居住していた娘夫妻と同居した上で、東京電力に対し賃料等の直接請求をしたところ、避難先の賃料等について東京電力が否認したことを不服として、避難費用として賃料（98万3733円）及び敷金（41万円）、精神的損害（124万円）、避難先での家電等購入費（20万2320円）、一時立入費用（2万6000円）並びに検査費用（人）（1万円）等の合計287万2053円を請求した。

避難交通費については、5万3000円が賠償された。

避難費用（宿泊費）については、県外で生活していた娘夫妻が新たに同居するようになったこと、歩行困難で身体障害者認定を受けていた申立人らがバリアフリーのマンション（賃料共益費月額21万7000円）を賃借する必要性を考慮して、①避難先の賃料共益費については月額15万円を基準として計68万円が、②敷金の償却分として12万円が、③避難先宿泊費として1万2000円がそれぞれ賠償された。

精神的損害については、124万円が賠償された。

家電等購入費については、20万2320円が賠償された。

一時立入費用については、2万6000円が賠償された。

検査費用（人）については、1万円が賠償された。

なお、申立人は、東京電力から仮払補償金160万円を受領したが、本和解契約においては、仮払補償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

【公表番号 48】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人が、避難交通費（1万1000円）、精神的損害（100万円）、財物価値の喪失又は減少等に係る損害（家具等。100万円）及び生活費増加費用等（16万8081円）について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、205万8025円である（仮払補償金控除前）。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成24年2月29日までである。

避難交通費については、1万1000円が賠償された。

精神的損害については、申立人が持病を抱えていることを考慮し、2割の増額をして、146万4000円が賠償された。

財物価値の喪失又は減少等に係る損害については、申立人は、住居地に残してきた箪笥や和服の財物損害を請求していたところ、相当な額として30万円が賠償された。

生活費増加費用については、28万3025円が賠償された。

なお、申立人は、東京電力から仮払補償金30万円を受領したため、本和解契約においては、30万円について控除する旨定められた。

【公表番号 49】

本件事故当時、栃木県において栃木県産和牛・農産物を主な商品とする飲食業を営んでいた申立人が、本件事故により被った営業損害について賠償を請求した事案。

和解金額は、30万円である。

申立人は、観光客の減少や栃木県産の食材への不安により売上が減少したとして、平成23年3月から平成23年11月までの営業損害（93万3990円）を請求した。

申立人が栃木県産和牛・農産物を主材料とする料理を提供していること等から、一定範囲の減収については因果関係があるとされ、請求額の約3割に相当する30万円が賠償された。

【公表番号 50】

本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人ら（夫妻、その子及び夫の母。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子を「X3」、夫の母を「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用及び就労不能に伴う損害等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、488万4522円である（仮払補償金控除前）。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年11月30日までである。

申立人らは、避難費用（交通費。3万8000円）、避難宿泊費（駐車場代・家財保険料・仲介手数料。47万円余）、生活費増加費用（家財も含む。約44万円余）、一時立入費用としての交通費及び通信費（18万円）、生命・身体的損害（6万円）、精神的損害（312万円）及び就労不能損害（150万円余）を請求した。

避難費用（交通費）については、3万8000円が賠償された。

避難宿泊費については、避難先の駐車場の賃料（1ヶ月4000円）について6ヶ月分2万4000円の他、家財保険料2万円及び仲介手数料4200円の支出が認められたことから、これらの合計4万8200円が賠償された。

生活費増加費用（家財を含む。）については、支出の事実が認められた、家財の購入費や教材費の一部（体育用シューズ、通学用ベスト等）等につき因果関係があるものとして、14万3810円が賠償された。

生命・身体的損害については、避難時の過労によってX2に発生した頭痛及び腰痛に関し、通院の事実が認められたことから、通院慰謝料として2万5200円が賠償された。なお、治療費自体は無償であったため、請求されなかった。

一時立入費用としての交通費及び通信費については、和解対象期間中（平成23年5月以降の9ヶ月間）、1ヶ月あたり4回の警戒区域内への一時立ち入り（合計36回）について、請求のとおり18万円が賠償された。

精神的損害については、家族のうち3名（X1、X2及びX3）が和解対象期間（9ヶ月）を通じて避難を継続していたため、それぞれに対し1ヶ月につき10万円（合計90万円）が賠償された。これに対し、X4は、2ヶ月間の避難所生活を経た後、自宅に帰宅したことから、2ヶ月分の精神的損害24万円が賠償された。

就労不能損害については、申立人らのうちX2に関し、就労が困難となった事実が認められるとして、請求のとおり150万9312円が賠償された。

なお、申立人らは、東京電力から仮払補償金210万円を受領したため、本和解契約においては、210万円について控除する旨定められた。

【公表番号 51】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人ら（2名）が、相当額の精神的損害、生活費増加費用（5万383円）及び除染費用（91万5650円）について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、107万5650円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年11月30日までである。

放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛及び放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により増加した生活費増加費用についての賠償として、申立人らに対し、それぞれ定額賠償である8万円（合計16万円）が賠償された（本件では、中間指針追補が想定する水準を超える実費の支出が確認できなかった。）。

除染費用については、庭の芝生の除去、畑の土の除去等の除染に要した費用である91万5650円が賠償された。

【公表番号 53】

本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人が、ともに県外に避難した高齢の家族を介護するために自己都合扱いで勤務先（緊急時避難準備区域所在）を早期に退職せざるを得なくなり、ほぼ確実に支給される見込みであつた退職金額が 337 万 4250 円減額されたとして、同額の賠償を請求した事案。

和解金額総額は、337 万 4250 円である。

申立人が、本件事故がなければほぼ確実に勤続 40 年で定年退職していたところ、本件事故に起因して 1 年 2 カ月早く自己都合退職を余儀なくされたことから、その退職金差額 337 万 4250 円が、申立人の請求のとおり賠償された。

【公表番号 54】

本件事故当時、猪苗代町において野菜・果物等の販売業を営んでいた申立人が、営業損害及び弁護士費用について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、267万8000円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年12月31日までである。

申立人は、営業損害401万2850円、弁護士費用として、営業損害の請求額の10%相当額である40万円の賠償を請求した。

営業損害については、申立人の売上高実績に売上減少率（なお、平成23年4月から8月までの期間については、売上の減少の3%は本件事故以外の要因によるものとされた。）を乗じ、さらに申立人の貢献利益率を乗じて算定された210万1712円に、申立人が廃棄処分せざるを得なかった野菜・果物等も相当量あること等も勘案して、260万円が賠償された。

弁護士費用については、和解金額の3%に相当する7万8000円が賠償された。

【公表番号 56】

本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人が、本件事故を契機に、勤務先である営業所の異動を余儀なくされたとして、異動前の給与（月額 27万 9200 円）と異動後の給与（月額 11 万 5500 円）との差額に係る就労不能損害について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、79 万 960 円である。

和解対象期間は、本件事故発生から平成 24 年 2 月末までである。

就労不能損害については、本件事故当時の給与額（月額 21 万 3400 円）と異動後の給与額（月額 11 万 5500 円）の本件和解対象期間における差額のうち、東京電力から支払われていない 79 万 960 円が賠償された。

なお、申立人の給与額については、本件事故当時は月額 21 万 3400 円であったのが、平成 23 年 4 月より月額 27 万 9200 円に増額され、申立人の希望により、平成 23 年 7 月に緊急時避難準備区域から避難等対象区域外に勤務地が異動となり、いつの時点の給与額との差額を損害と認めるべきであるかが争点とされたところ、異動に伴う給与の減額に併せて勤務時間等の労働条件も一定程度緩和されていること等を考慮し、異動前の増額された給与額との差額ではなく、本件事故当時の給与額との差額が、相当因果関係のある損害として認められた。

なお、申立人は、東京電力から仮払補償金 130 万円を受領したが、本和解契約においては、仮払補償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

【公表番号 58】

本件事故当時、緊急時避難準備区域に居住していた申立人ら（3名。以下、それぞれ「X1」、「X2」、「X3」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用、精神的損害、就労不能損害等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、485万2114円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年8月31日までである。

申立人らは、本件事故直後から平成23年5月中旬まで県外の親戚宅に避難し、その後平成23年7月上旬まで自宅に帰宅し、それ以降は郡山市の仮設住宅で生活していたが、直接請求では自宅に帰宅したことをもって避難終了として精神的損害の賠償が終了となつた。申立人らは、一度は自宅に帰宅したものの、平成23年5月中旬以降も他の避難等対象者と同等程度の損害賠償がなされるべきとして、X1は精神的損害（62万円）、避難・帰宅費用（16万円）、一時立入費用（24万8000円）、就労不能損害（148万6144円）及び検査費用（人）（2万円）、X2は精神的損害（62万円）及び生命・身体的損害（11万350円）、X3は精神的損害（62万円）及び就労不能損害（96万7620円）の賠償を請求した。

自宅への一時帰宅は県内で仮設住宅を探すための準備期間にすぎず、平成23年3月以降一時帰宅中の期間も含めて全体として避難が継続しているとして、精神的損害については、申立人らの請求のとおり申立人らにそれぞれ62万円が賠償された。

避難・帰宅費用については、郡山市の仮設住宅への移動費用が避難費用に含まれるか否かが争点となつたが、自宅への一時帰宅後も避難が継続しているとされ、X1の請求のとおり16万円が賠償された。

一時立入費用については、郡山市の仮設住宅への転居後に当該仮設住宅と自宅の間を移動した際の費用が一時立入費用に含まれるか否かが争点となつたが、郡山市への一時転居後も避難が継続しているとされ、X1の請求のとおり24万8000円が賠償された。

就労不能損害については、申立人らの請求のとおり、X1に対して148万6144円が、X3に対して96万7620円がそれぞれ賠償された。

検査費用（人）については、X1の請求のとおり、2万円が賠償された。

申立人らは、東京電力から仮払補償金190万円を受領したため、本和解契約においては、190万円について控除する旨定められた。

【公表番号 59】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人が、避難費用（6万1000円）、一時立入費用（19万8000円）、生活費増加費用（51万6348円）及び精神的損害（300万円）について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、129万4000円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年8月31日までである。

避難・帰宅費用については、9万6000円が賠償された。

一時立入費用については、19万8000円が賠償された。

生活費増加費用については、ガイガーカウンター購入費等の通常の範囲を超える生活費の増加費用として認められる部分につき38万円が賠償された。

精神的損害については、申立人は家族離散等を理由に月額50万円（合計300万円）を請求したが、62万円（平成23年3月分として12万円、4月から8月分として月額10万円の5カ月分）が賠償された。

なお、申立人は、東京電力から仮払補償金30万円を受領したが、本和解契約においては、仮払補償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

【公表番号 60】

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人が、本件事故により、勤務したいわき市の旅館を解雇されたとして、風評被害による就労不能に伴う損害（189万8659円）について賠償を請求した事案。

和解金額は、189万8659円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成24年2月29日までである。

風評被害による就労不能に伴う損害については、申立人の前年度（平成22年度）の収入に基づいて損害の事実が認められた189万8659円が賠償された。

【公表番号 61】

本件事故当時、広野町の仕入先から調達した容器を使用して食品を製造・販売していた申立人が、当該容器を使用できなくなったことによる営業損害及び財物（容器の金型）価値の喪失又は減少に係る損害等（合計 1120 万 1300 円）について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、600 万円である。

営業損害、代替品販売を余儀なくされたことによる損害、金型代、機械改良費等の損害その他申立人の一切の損害として（支払済みの 355 万 20 円の他に）600 万円が賠償された。和解金額の算定の考え方としては、新たな金型を製作するのに必要な費用及び本件事故の結果使用することができなくなった製造済みの容器の価値を賠償するとした場合の金額が参考にされた。

【公表番号 63】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人が、精神的損害、自動車の財物価値喪失又は減少に係る損害及び生活費増加費用等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、23万9603円である（既払賠償金控除後）。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年8月31日までである。

申立人は、自宅から大熊町体育館、関東地方を経て最終的にいわき市に避難し（合計5回の避難）、精神的損害（150万円。25万円の6ヶ月分）、並びに生活費増加費用として携帯料金増加分（15万円）、日用品等購入費（5万6173円）、水道光熱費（1万6137円）、中古車購入費（23万円）、カーナビゲーション購入費（6万5000円）及び家族が別居したことに伴う家族間の交通費（19万880円）の合計220万8190円を請求した。

精神的損害については、家族が離散したとして、増額一時金を含め、82万円が賠償された。

生活費増加費用については、携帯料金増加分は支出の事実が認められた6万6989円が、日用品等購入費は5万564円が、中古車購入費は請求のとおり23万円が、カーナビゲーション購入費は6万5000円がそれぞれ賠償された。また、家族が別居したことに伴う家族間の交通費は17万円が賠償された。

なお、申立人は、東京電力から既払賠償金116万2950円を受領したため、本和解契約においては、116万2950円について控除する旨定められた。

【公表番号 64】

本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人ら（4名。以下、それぞれ「X1」、「X2」、「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用、精神的損害及び就労不能損害等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、424万6487円である（仮払補償金控除前）。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年8月31日までである。

申立人らは、本件事故当時2世帯同居（両親と娘夫妻）であったが、避難先が異なったこと等から、生活費増加費用として、二重生活のための生活用品購入費（19万480円）、アパートを賃借した際の生活用品購入費（33万1007円）を、その他一時立入費用（3万6000円）、家財移動費用・避難交通費（50万4000円）、避難後宿泊費用（親戚宅滞在費用を含む。26万円）、精神的損害（240万円。60万円×4名）、X1の就労不能に伴う損害（75万円）等の合計452万5087円を請求した。

生活費増加費用については、二重生活のための生活用品購入費・アパート賃借の際の生活用品購入費について、通常の範囲を超える生活費の増加費用であるとして、請求のとおり合計52万1487円が賠償された。

親戚宅滞在費用を含む避難後宿泊費用については、親戚への謝礼も宿泊費に準ずるとして請求のとおり26万円が賠償された。

家財移動費用・避難交通費については、請求のとおり50万4000円が賠償された。

一時立入費用については、3万6000円が賠償された。

精神的損害については、240万円が賠償された。

X1の就労不能に伴う損害については、損害発生の事実が認められた52万5000円が賠償された。

なお、申立人らは、東京電力から仮払補償金220万円を受領したため、本和解契約においては、220万円について控除する旨定められた。

【公表番号 65】

本件事故当時、いわき市において製材業を営んでいた申立人が、双葉郡の工事現場に搬入した新築用プレカット木材が本件事故により使用不能となり、製材供給契約が解除されたとして、営業損害（324万2305円）について賠償を請求した事案。

和解金額は、308万7910円である。

新築用プレカット木材は既に工事現場に搬入したが、取引慣行上、棟上げをし、製材のサイズが適合していることが確認できて初めて代金請求権が発生することとなっていた事案であり、新築用プレカット木材の代金相当額である308万7910円が賠償された。なお、和解金額算定に当たっては、製材の代金に係る消費税及び地方消費税相当額が控除された。

【公表番号 67】

本件事故当時、警戒区域内において牛乳販売業を営んでいた申立人が、売掛金の回収が不可能になったとして、営業損害（140万3280円）について賠償を請求した事案。なお、牛乳販売業の営業を行うことができなくなったことによる平成23年3月11日から11月30日までの損害については、申立人と東京電力との間で賠償についての合意が成立しており、請求されなかった。

和解金額は、127万5062円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年11月30日である。

申立人は、警戒区域内において牛乳販売業を営んでいたところ、本件事故により、牛乳の配達販売先が避難した結果、平成23年2月分の売掛金の回収ができなくなったとして売掛金の支払を請求した。法的には、債権が残っているものの、配達販売先は全て避難しており、その行き先を突き止めることは困難であり、未回収の売掛金相当額である127万5062円が賠償された。

【公表番号 68】

本件事故当時、警戒区域内に居住していた申立人が、居宅倉庫に保管していた大量の食料品の価値が被曝によって喪失したとして、避難費用及び財物価値の喪失又は減少に係る損害(自宅保管の食品)等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、83万870円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成24年2月29日までである。

申立人は、避難後の宿泊費(72万円)及び警戒区域内所在の自宅に保管しており、避難時に残置した米その他の食料品に関する区域内財物・動産価値の喪失又は減少に係る損害(12万円余)等を請求した。

避難後の宿泊費としては、親族宅に宿泊していることが認められるとして、1カ月あたり6万円(合計72万円)が賠償された。

生活費増加費用としての水道光熱費については、平成23年3月11日から平成23年11月30日までの期間に発生したものは、すでに既払賠償金として支払済みとなっている月額10万円又は12万円の精神的損害の賠償金に含まれており、既に支払済みであることが確認された。

警戒区域内に所在する財物・動産価値の喪失又は減少に係る損害については、食料買い置きの事実が認められることから、米袋(1袋30キログラム)については単価7500円の10袋分7万5000円が、その他の買い置き品についても合理性の認められる3万5780円が賠償された。

【公表番号 69】

本件事故当時、県内（避難等対象区域外）に拠点を置いて地質調査業を営んでいた申立人が、本件事故により従来の調査装置が使用できなくなったとして営業損害及び調査装置の新規導入費用について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、1015万9916円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から本和解成立日（平成24年5月8日）までである。

申立人は、地質調査のために自然放射能から放出される微弱な放射線を計測する事業等を行っていたところ、本件事故によって自然放射能より強度なセシウム等が大気中に放出されたため、従前の放射線探査装置では自然放射線の微弱な変化を計測できなくなったとして、平成23年3月11日から平成23年11月30日までの期間につき8カ月分の営業損害（月額179万6476円に8カ月を乗じた1437万1808円）、平成23年5月及び7月の地質調査で本件事故がなければ得られたはずの収益（工事費3300万円に30%を乗じた990万円）、放射線探査装置の新規導入費用（自然放射能探査装置代金1596万円、放射能探査装置用ソフト代金556万5000円、自動車代金350万円）の賠償を請求した。

営業損害については、申立人の過去3年の工事1件あたりの売上高の平均値に30%を乗じて、さらに和解対象期間中の受注工事見込み件数を乗じる方法が採用され、459万4916円が賠償された。

新たな調査装置の発注費については、従前の調査装置に比べて測定精度を向上させる改良等も加えており、発注費の一部である556万5000円が賠償された。

【公表番号 70】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人が、避難費用、生命・身体的損害及び精神的損害の賠償を請求した事案。

和解金額総額は、166万1795円である（仮払補償金控除前）。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成24年2月29日までである。

申立人は、3月中旬まで県内を転々とし、その後県外の体育館、ビジネスホテル等へ移動したあと7月下旬に仮設住宅に移転しており、県外に移動する際に使用したタクシー運賃実費や引越し礼（6万円）、生活必需品の購入等の生活費増加費用（18万145円）、がんを患いながら10日間程度治療を受けることができなかったことについての生命・身体的損害として、文書料及び慰謝料（合計101万3650円）、精神的損害（124万円）を請求した。

避難交通費については、6万円が賠償された。

通常の範囲を超える生活費増加費用については、18万145円が賠償された。

精神的損害については、124万円が賠償された。

生命・身体的損害については、7月下旬までの通院回数等を勘案し、治療費（文書料）1万3650円の他、通院慰謝料16万8000円が賠償された。

なお、申立人は、東京電力から仮払補償金105万円を受領したため、本和解契約においては、105万円について控除する旨定められた。

【公表番号 71】

本件事故当時、県外において、国内各地の空港や都内の免税店・土産物店に対する、外国人向けの土産物卸売業等を営んでいた申立人が、本件事故による外国人観光客の減少に伴い発注が減少したとして、外国人観光客向け観光業に係る営業損害について賠償を請求した事案。

和解金額は、200万円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年8月31日までである。

申立人が国内各地の空港や都内の免税店、土産物店に対して外国人向けの雑貨・装飾品等を卸しており、取扱商品の購入者のほとんどが外国人であること等から、和解対象期間を通じた売上減少と本件事故との因果関係が認められた。損害額については、平成23年3月から8月までの粗利益（総売上額から総仕入額を控除した額）と前年度の同時期における粗利益を比較して差額235万円余を減収として算出した上で、外国人観光客の減少の要因が震災にあるとして、上記差額の85%に相当する200万円を本件事故との因果関係のあるものと認め、同額が賠償された。

【公表番号 72】

本件事故当時、京都府に居住していた申立人は、外国人観光客の通訳案内を主な仕事としていたところ、本件事故により、申立人の通訳対象語に係る外国人観光客が減少したことに伴い収入が減少したとして、外国人観光客向けの観光業の風評被害による営業損害について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、235万2647円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年12月31日までである。

営業損害については、外国人観光客を対象とした営業であることを考慮し、案内先にかかわらず本件事故後の減収分について相当因果関係があることを認めた上で、例年同様のプランが企画され、申立人に通訳案内が依頼されていた旅行ツアーに関しては、和解対象期間においても申立人に通訳案内が依頼されることが見込まれていたことを踏まえ、上記旅行ツアーによる過去3年間の平均収益額(約140万円)に基づき、営業損害として140万5947円が賠償された。

なお、以上その他、本件事故当時に既に予約が成立しており、本件事故後に当該予約がキャンセルされた案件(6件)について、平成24年2月24日付け仮払和解契約書により、94万6700円が本和解契約に先立って賠償されている。

【公表番号 73】

本件事故当時、会津若松市でヒーリング用品（雑貨）のネット販売及び店舗小売業を営んでいた申立人が、風評被害の影響による営業損害について賠償を請求した事案。

和解金額は、164万6450円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年8月31日までである。

申立人は、本件事故の風評による注文の減少、観光客・一般客の減少で、20%の収入減があり、本件事故がなければ平成24年度は少なくとも平成23年度の売上高比109%の売上高を達成することができたとして、平成23年3月11日から平成23年8月31日までの営業損害（230万円余）を請求した。

営業損害について損害額が争点となつたが、平成23年度の月額売上高（平成23年3月から平成23年8月までの期間を除く。）につき、平成22年度の平均月額売上高比103.5%の増益見込みを前提とする一方、貢献利益率算定においては申立人が固定費と主張する一定のものを一部変動費とした上で、平成23年3月から平成23年8月までの営業損害として164万6450円が賠償された。

【公表番号 74】

本件事故当時、浪江町に居住していた申立人が、県外の親戚宅に避難したとして避難費用（親族への謝礼。30万円）について賠償を請求した事案。

和解金額は、24万円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年5月24日までである。

避難費用については、避難先の親戚への謝礼30万円の請求に対し、24万円が相当とされ、賠償された。

なお、申立人は、申立人の家族を含めた3名分について、東京電力から仮払補償金及び既払賠償金合計771万6315円を受領したが、本和解契約においては、仮払補償金及び既払賠償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

【公表番号 75】

本件事故当時、川俣町（計画的避難区域）に居住していた申立人ら（夫妻及び夫の母。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、夫の母を「X3」といい、併せて「申立人ら」という。）が、福島市に避難したとして、避難費用（交通費）等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、386万2735円である（仮払補償金控除前）。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成24年2月29日までである。

申立人らは、避難費用（交通費）、生活費増加費用、精神的損害及び一時立入費用等について、いずれも相当額の賠償を請求した。

避難費用（交通費）については、ガソリン代として1万5000円（1名あたり5000円）が賠償された。

生活費増加費用については、支出の事実が認められたものとして、鍵・鎖の購入費、携帯電話機1台の購入費、花ござ代金、衣装ケース代金、駐車場代（8カ月分）等、合計15万7735円が賠償された。

精神的損害については、1名あたり月額10万円として、合計360万円が賠償された。

一時立入費用については、申立人らが平成23年12月から平成24年2月までの間、冬期の水道管の点検のために毎月3回、その他の期間は月1回立ち入っていたところ、9万円が賠償された。

なお、申立人らは、東京電力から仮払補償金190万円を受領したため、本和解契約においては、そのうち140万円について控除する旨定められた。

【公表番号 76①】

本件事故当時、浪江町に居住していた申立人が、本件事故後に県外の親族宅に避難していた期間（6 カ月）について避難指示に係る精神的損害（60 万円）について賠償を請求した事案。

和解金額は、60 万円である。

和解対象期間は、平成 23 年 9 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日までである。

避難に伴う精神的損害については、申立人が、本件事故後に県外の親族宅で生活するようになったものの、いずれは親族宅から転居する予定であること等を考慮し、中間指針に則り精神的損害として 60 万円（月額 10 万円 × 6 カ月）が賠償された。

【公表番号 76②】

本件事故以前から毎月 2 週間程度定期的に浪江町の親族宅に滞在しており、本件事故当時も浪江町の当該親族宅に滞在していた申立人が、浪江町から県外の自宅に帰宅するまで、本件事故直後から一週間程度避難生活を余儀なくされたことによる精神的損害として、相当な額の賠償を請求した事案。

和解金額は、7 万 5000 円である。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 3 月 31 日までである。

避難に伴う精神的損害については、申立人が毎月 2 週間程度定期的に浪江町に滞在していたことが認められたため、申立人は、単に本件事故当時に偶然警戒区域内に滞在していた旅行者とは性質が異なり、警戒区域内での日常生活を阻害された避難者としての性質も有していた等の諸事情を考慮し、中間指針を参考に、一時金として、7 万 5000 円が賠償された。

【公表番号 77】

本件事故当時、福島県（自主的避難等対象区域）で小学生、中学生、高校生向けの学習塾を営んでいた申立人が、本件事故により、生徒数が減少し、収入が減少したとして、平成 23 年 3 月から平成 28 年 2 月までの営業損害として 5728 万円余（申立後、将来請求については本和解の対象としないこととした。）の賠償を請求した事案。

和解金額は、1 回目の和解契約について 780 万円、2 回目の和解契約について 198 万 7495 円である（申立人は、和解対象期間を分けて、和解契約を 2 回締結している。）。

和解対象期間は、1 回目の和解契約について平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 11 月 30 日まで、2 回目の和解契約について平成 23 年 12 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までである。

営業損害については、平成 21 年 9 月から平成 22 年 8 月の決算、貢献利益率、震災等の本件事故以外の減収要因を考慮し、平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 11 月 30 日までの期間について 780 万円が、平成 23 年 12 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの期間について 198 万 7495 円が、それぞれ賠償された。

【公表番号 78】

本件事故当時、榎葉町に居住していた申立人ら（夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、子らの家を転々と避難したとして、避難費用、生命・身体的損害及び精神的損害について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、183万1750円である（仮払補償金控除前）。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年8月31日までである。

X1及びX2が、子らの家を転々として最終的にいわき市に避難後、東京電力に直接請求をしたところ、避難費用（避難交通費及び避難宿泊費）につき避難回数は月2回が限度であるとされたことを不服として、X1について既往症の眼病が悪化したことによる治療費、通院費として生命・身体的損害（13万7100円）、避難費用（25万2000円）、一時立入費用（5万円）及び精神的損害（62万円）等を、X2について既往症の膝痛が悪化したことによる治療費、通院費として生命・身体的損害（15万2650円）及び精神的損害（62万円）、合計185万5750円を請求した。

【X1について】

生命・身体的損害については既往症の眼病悪化と本件事故との相当因果関係を認め、治療費、通院交通費につき請求のとおり13万7100円が賠償された。

避難費用（避難交通費及び避難宿泊費）については、子らの家を転々としたのは（合計19回の移動）長期間の滞在をすると子らの迷惑になるという理由であったことも踏まえ、請求のとおり25万2000円が賠償された。

一時立入費用については、5万円が賠償された。

精神的損害については、中間指針に則り62万円が賠償された。

【X2について】

生命・身体的損害（治療費、通院交通費）については、15万2650円が賠償された。

精神的損害については、中間指針に則り62万円が賠償された。

なお、申立人らは、東京電力から仮払補償金160万円を受領したため、本和解契約においては、160万円について控除する旨定められた。

【公表番号 79】

本件事故当時、双葉町に居住していた申立人が、生活費増加費用等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、43万6000円である。

和解対象期間は、衣類等の購入費用については平成23年3月11日から平成23年11月30日まで、携帯電話料金増加分については平成23年3月11日から平成24年1月31日まで、家族間の移動費用については平成23年9月1日から平成23年11月30日まで²⁶である。

申立人は、東京電力に対し直接請求を2回行っているが、1回目の直接請求で認められなかった生活費増加費用（平成23年3月から平成23年8月まで。283万4467円）及び家族間の移動費用（申立人とは別の県外に避難した子との面会交通費。57万6000円）等を請求した。

生活費増加費用のうち、支出の事実が認められたものとして、衣類購入費用及びカーナビゲーション購入費用については計5万円、携帯電話料金増加分については5万円、家族間の移動費用については33万6000円が賠償された。

なお、申立人は、東京電力から仮払補償金及び既払賠償金計144万9158円を受領したが、本和解契約においては、仮払補償金及び既払賠償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

²⁶ 公表された和解契約書においては「平成24年11月30日」と記載されているが、正しくは、上記のとおり「平成23年11月30日」である。

【公表番号 80】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人ら（夫妻及びその子 2 名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子をそれぞれ「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、県外に自主的避難をしたとして、避難費用、生活費増加費用等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、141 万円である。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 12 月 31 日までである。

申立人らは、(1) 自主的避難等に係る損害として避難費用、生活費増加費用（29 万 3480 円）及び精神的損害（8 万 4646 円）、(2) 自宅の庭の除染費用（5 万円）の賠償を請求した。

精神的損害並びに避難費用及び生活費増加費用については、中間指針追補等に則り、合算して、定額賠償として、X1 及び X2 それぞれに対し 8 万円、X3 及び X4 それぞれに対し 60 万円が賠償された（本件では、中間指針追補が想定する水準を超える実費の支出が確認できなかった。）。

除染費用については、その作業日数（1 日）及び作業内容から相当なものとして、知人の工事業者への謝礼（3 万円）及び材料費（砂利及び生コンクリート代。2 万円）が賠償された。

【公表番号 82】

震災前の平成 22 年 9 月、関東地方（栃木県外）に居住していた申立人が、栃木県に住居を移転し、平成 23 年 4 月末からのゴールデンウィーク時の開店を目指に、ロッジ・飲食店事業計画に参画していたところ、本件事故により事業の中止を強いられたとして、転居費用等の損害について賠償を請求した事案。

和解金額総額は 10 万円である。

申立人は、本件事故後の平成 23 年 4 月 30 日にロッジ・飲食店の事業計画を中止せざるを得なくなったとして、計画中止後の転居住宅費用(27 万 6133 円)、元の居住地から日光市への引越及び日光から現在の居住地への引越に係る引越費用・交通費（15 万円）等、合計 42 万 6133 円の損害賠償を請求した。

本件事業を断念した後に関東地方の現住居に転居する際に生じた住宅費用、元の居住地から栃木県への引越及び栃木県から現在の居住地への引越に係る費用並びに平成 22 年 9 月から平成 23 年 4 月までの間に栃木県と元の居住地を往復するのに要した交通費として、合計 10 万円が賠償された（申立人の本件事故以前に生じた転居住宅費用、引越費用及び交通費についても、開業費の一種として本来的には事業開始後に償却されるべきものであるところ、その事業が本件事故の影響により困難となり償却も不可能になったとして、本件事故以前の支出についても相当因果関係を認められた。）。

【公表番号 83】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人ら（3名）が、自主的避難に伴う精神的損害、生活費増加費用及び移動費用について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、25万2000円である（既払賠償金控除前）。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年12月31日までである。

申立人らは、生活費増加費用（冬タイヤ購入費、エアコン購入費、冬タイヤ処分費用及びガス台取付け費用。9万3290円）、避難及び帰宅に要した費用（レンタカ一代金、引越の謝礼及び引越業者に支払った費用。3万8710円）及び精神的損害（1名あたり8万円。24万円）の賠償を請求した。

生活費増加費用については、9万3290円が賠償された。

避難費用及び帰宅費用については、3万8710円が賠償された。

精神的損害については、上記のとおり申立人らに生活費増加費用並びに避難費用及び帰宅費用の賠償を別途行ったことから、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）の第3項に規定される「中間指針追補記載の上記金額（40万円又は8万円）のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額」が、申立人1名あたり4万円であるとされ、定額賠償として、申立人らに12万円が賠償された。

なお、申立人らは、東京電力から自主的避難に対する賠償として既払賠償金24万円を受領したため、本和解契約においては、24万円について控除する旨定められた。

【公表番号 84】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人ら（夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用及び除染費用等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、89万938円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年12月31日までである。

申立人らは、避難費用、検査費用、除染費用（65万4478円）、精神的損害及び生活費増加費用（10万円）の賠償を請求した。

避難費用については、レンタカ一代、ガソリン代、家財仮置場謝礼（3万円）を合計して、5万6460円が賠償された。

生活費増加費用については、自家菜園でほぼ自給自足の状態であった野菜や、親戚から無償で譲り受けている米を市場等で購入しなければならなくなつた費用として、10万円が賠償された。

精神的損害については、別途、申立人らに対し避難費用及び生活費増加費用が賠償されたことから、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）の第3項に規定される「中間指針追補記載の上記金額（40万円又は8万円）のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額」が、申立人1名あたり4万円であるとされ、合計8万円が賠償された。

検査費用及び除染費用については、申立人らが実施した自宅建物及び庭の検査・除染作業（庭木の剪定、雨樋の取付け、表土剥ぎ及び客土）に要した費用として、65万4478円が賠償された。

【公表番号 85】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人が、避難費用（生活費増加費用 83 万円余、一時帰宅費用 9 万円余）、生命・身体的損害（24 万円余）、精神的損害（122 万円）、就労不能損害（34 万円余）及びその他損害（21 万円余）等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、275 万 9744 円である（仮払補償金控除前）。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 2 月 29 日までである。

生活費増加費用については、58 万 9844 円が賠償された。

一時帰宅費用については、2 回分の一時帰宅の実費として 8 万 4000 円が賠償された。

生命・身体的損害については、和解対象期間中の 24 日分の通院に対し交通費 12 万円（5000 円を 24 日分）、通院慰謝料 20 万 1600 円（4200 円 × 2 を 24 日分）及び証明書（診断書）取得費用 4000 円の合計 32 万 5600 円が賠償された。

精神的損害については、請求のとおり 122 万円（避難所生活 1 カ月分、避難先生活 11 カ月分）が賠償された。

就労不能損害については、月額 3 万円の 11 カ月分として 33 万円が賠償された。

その他損害については、県外への避難費用として 8 万 7000 円、避難先の変更に伴う引越費用 7 万 300 円、避難先の変更（県内移動）に伴う交通費 5000 円、生活費増加費用 4 万 8000 円（借上住宅の保険料 1 万 5000 円及び仲介手数料 3 万 3000 円）の支出の事実がそれぞれ認められるとして、請求のとおり 21 万 300 円が賠償された。

なお、申立人は、東京電力から仮払補償金及び既払賠償金合計 141 万 6120 円を受領したため、本和解契約においては、89 万 1120 円について控除する旨定められた。

【公表番号 86】

本件事故当時、県内（自主的避難等対象区域）において歯科技工所を営んでいた申立人が、本件事故により被った営業損害（風評被害）について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、511万2106円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成24年3月10日までである。

申立人は、従前の取引先であった県外の歯科医院から、口腔内で使用する歯科技工物を自主的避難等対象区域に所在する歯科技工所から調達することの不安全感を払拭できないとして取引を拒否されたため、取引先の喪失による営業損害（約900万円）及び弁護士費用の賠償を請求した。

営業損害については、当該歯科医院との間で行われた過去の取引における貢献利益率を算定し、当該歯科医院と申立人の歯科技工所との距離等も考慮して、営業損害（496万3210円）が賠償された。

弁護士費用については、14万8896円が賠償された。

【公表番号 87】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人ら（夫妻）が精神的損害等（夫妻それぞれにつき 8 万円）の賠償を請求するとともに、除染費用（9 万 8175 円）について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、25 万 8175 円である（既払賠償金控除前）。

和解対象期間は、精神的損害については本件事故発生当初の時期であり、除染費用については平成 23 年 10 月 17 日及び同月 18 日である。

精神的損害等については、申立人ら夫妻それぞれに対して定額賠償 8 万円が賠償された。

除染費用については、申立人らの居宅と隣家との境界線付近に植栽してあった、くるみ、桑、けやき等 10 本の伐採を業者に委託して行った際の費用であるが、請求のとおり 9 万 8175 円が賠償された。

なお、申立人らは、東京電力から精神的損害等に関する既払賠償金としてそれぞれ 8 万円を受領したため、本和解契約においては、それぞれ 8 万円について控除する旨定められた。

【公表番号 88】

本件事故当時、相馬市に居住していた申立人ら（夫妻及びその子。以下、夫を「X」という。ただし、子は福島市に居住していた。）が、県外に自主的避難をし、避難指示等により避難等対象区域内の勤務先を解雇されたとして、精神的損害及び就労不能に伴う損害等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、205万円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年11月30日までである。

申立人らは、避難費用（避難交通費及び生活用品購入費。合計8万6000円）、賃料（3カ月分。2万4000円）、引越費用（3回分。合計28万7000円）、精神的損害、平成23年3月よりパート社員から正社員（月収17万円）になる予定であったXが自主的避難後に県外で就職活動をしたものとの就職できなかったことによる就労不能に伴う損害（正社員の給料を基準に算定した136万円）等を請求した。

引越費用については、就労不能に伴う追加的費用として、1回分の交通費、家具移動費3万円が賠償された。

精神的損害及び避難費用については、定額賠償として56万円（8万円の2名分及び40万円の1名分）が賠償された（本件では、中間指針追補が想定する水準を超える実費の支出が確認できなかった。）。

就労不能に伴う損害については、Xが厚生年金に加入したこと、正社員として稼働予定であったこと等を踏まえ、146万円（月額17万円の9カ月分に賞与3万円を合計し、雇用者から受領した10万円を控除した額）が賠償された。

【公表番号 89】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人らが、就労不能損害（155万1168円）、生活費増加費用（79万3637円）、相当額の財物損害（車両）等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、322万8675円である（仮払補償金控除前）。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成24年2月29日までである。

就労不能損害については、205万8236円が賠償された。

生活費増加費用については、ホームベーカリー、雑誌・文芸書、レターセット等、通常の生活においても費やされる食費や消耗品費を除き、その他の生活必需品の購入費として、75万7439円が賠償された。

財物損害については、抹消登録車両の時価41万3000円が賠償された。

なお、申立人らは、東京電力から仮払補償金160万円を受領したため、本和解契約においては、160万円について控除する旨定められた。

【公表番号 90】

本件事故当時、相馬市に居住していた申立人ら（5名）が、自主的避難に伴う精神的損害、生活費増加費用、避難費用及び検査費用について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、99万1100円である（既払賠償金控除前）。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年12月31日までである。

申立人らは、避難費用（交通費及び宿泊費。5万1000円）、検査費用（個人放射線量測定器購入費及び放射能分析尿検査費用。7万1100円）及び精神的損害として相当な金額の賠償を請求した。

精神的損害、避難費用及び生活費増加費用（本件では、中間指針追補が想定する水準を超える実費の支出が確認できなかった。）として、定額賠償92万円（成年である申立人4名については1名あたり8万円、子どもである申立人1名については60万円）が賠償された。

検査費用については、平成23年6月に申立人ら（子どもを含む。）が放射線量測定器を購入したこと、尿に含まれる放射能の検査をすることも合理的であったと考えられること、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）の第2項に規定される各実費の中に検査費用が明示されておらず、検査費用は精神的損害として定額で支払われる賠償とは性質が異なる支出であると考えられたこと等から、精神的損害とは別に、申立人らの請求のとおり、7万1100円が賠償された。

なお、申立人らは、東京電力から自主的避難に対する賠償として既払賠償金92万円を受領したため、本和解契約においては、92万円について控除する旨定められた。

【公表番号 91】

本件事故当時、静岡県で茶の生産・加工業を営んでいた申立人が、静岡県が県内の茶工場について出荷自粛を要請したことによって被った営業損害及び検査費用（物）について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、159万3829円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年12月31日までである。

申立人は、静岡県から出荷自粛要請を受けたことにより、生茶葉を廃棄処分せざるを得なくなった他、加工済みの荒茶についても他に安く売却せざるを得なくなり、損害を被ったとして、利益の減少分（325万余円）と放射線検査費用（物。4万3430円）の賠償を請求した。

営業損害としては、155万399円が賠償された。

検査費用（物）としては、4万3430円が賠償された。

【公表番号 92】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら（夫妻。以下、夫を「X1」、妻を「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、県外に避難したことに伴う避難費用（物品購入費として44万7083円、家賃として10万4000円、宿泊費として39万2000円、移動費用として2万2000円）について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、57万8083円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年8月31日までである。

物品購入費については、X1に対して、44万7083円が賠償された。

家賃については、支払の事実が認められた7月分及び8月分について、X1に対して、10万4000円が賠償された。

宿泊費については、ホテルでの宿泊1泊分について、X1及びX2に対して、それぞれ8000円が賠償された。

移動費用については、X1は、いわゆる車検を受けるために、県内に所在する自動車販売店まで移動したことによる移動費用（1万1000円）を請求したところ、X1は同店に2年分の車検費用を前払いしており、同店以外で車検を受けると当該前払金が無駄になるという事情があったこと等を踏まえて、あえて県内の自動車販売店で車検を受けることも不合理とはいえないとして、請求のとおり1万1000円が賠償された。

なお、申立人ら及び東京電力は、本和解契約において、東京電力に対する直接請求により、287万1375円（仮払補償金控除前）が支払われることを合意している。また、申立人らは、東京電力から仮払補償金160万円を受領したため、本和解契約においては、直接請求による上記支払額から、160万円について控除する旨定められた。

【公表番号 93】

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人ら（夫妻及びその子 2 名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、成年の子を「X3」、未成年の子を「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、自主的避難に伴う避難費用、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、129 万円である。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 12 月 31 日までである。

申立人らは、避難費用（交通費 2 万円、引越し費用 15 万円）、生活費増加費用（12 万円）、精神的損害（84 万円）及び X1 の就労不能損害（60 万円）を請求した。

避難費用、生活費増加費用及び精神的損害については、中間指針追補が想定する水準を超える実費の支出が確認できなかったとして、申立人らのうち成年 3 名にそれぞれ 8 万円が、未成年者である X4 に東京電力の平成 24 年 2 月 28 日付けプレスリリースの基準額（自主的避難等対象者のうち、子ども及び妊婦で自主的避難をした者について 1 名あたり 20 万円を追加）も含めて 60 万円が賠償された。

就労不能損害については、避難前の X1 の稼働状況として、1 カ月 15 万円程度の収入があったことから、3 カ月の就労不能損害として合計 45 万円が賠償された。

【公表番号 95】

本件事故当時、県内（自主的避難等対象区域）において旅客運送業（タクシ一等）を営んでいた申立人が、本件事故により被った営業損害（①逸失利益、②休車損害、③車両改造費等、④クーラーユニット等取替費用、⑤放射線検査費用）について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、174万6900円である。

和解対象期間は、逸失利益については平成23年3月11日から平成23年4月30日まで、休車損害については平成23年9月16日から平成23年11月30日までである。

申立人は、①平成23年3月及び4月の利益が減少したとして、その間の逸失利益、②所有する営業車両（以下「本件車両」という。）1台が本件事故発生時に東京電力福島第一原発付近を走行していたため被曝し、営業に使用できなくなったとして、代替車両調達までの休車損害、③被曝により使用不能と考えられた本件車両（タクシー）の代わりに自家用自動車をタクシー仕様に改造したことによる車両改造費（機器購入費用を含む。）、タクシー仕様検査費用及び登録費用等、④本件車両のクーラーユニット等の取替費用、⑤被曝した本件車両についての放射線検査費用等を請求した。

①逸失利益については、80万円が賠償された。

②被曝により使用不能と考えられた本件車両の休車損害については、30万円が賠償された。

③被曝により使用不能と考えられた本件車両の代わりに自家用自動車をタクシー仕様に改造した車両改造費（機器購入費用を含む。）、タクシー仕様検査費用及び登録費用等については、下記④のクーラーユニット等の取替え後に測定された本件車両の放射線量は、ほとんどの部位で東京電力福島第一原発から半径20キロメートル圏内にある市町村の一時帰宅における車の持出し可能基準値（1万3000cpm）を下回っていたが、タクシーの営業に使用することはできないとの申立人の判断も不合理ではないとして、クーラーユニット等の取替え後の代替車両の取得費用が損害として認められるとし、上記車両改造費等（44万5000円）が賠償された。

④クーラーユニット等の取替費用については、洗車によっても本件車両の放射線量は低下しなかったところ、クーラーユニット等を交換すればタクシーの営業に使用できる程度に放射線量が低下するのではないかと考えたことにも合理性が認められるとして、上記交換費用（18万6150円）が賠償された。

⑤放射線検査費用については、本件車両に関し実施された計3回の放射線検

査（洗車前に1回、洗車後に1回、クーラーユニット等の取替え後に1回）のいずれについても合理性が認められるとして、物に関する検査費用（1万5750円）が賠償された。

【公表番号 96】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人が、平成 23 年 9 月ころに自宅の庭の表土入替工事を行い、除染費用として 48 万 4839 円の賠償を請求した事案。

和解金額は、48 万 4839 円である。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 12 月 31 日までである。

除染費用については、業者に除染を依頼したことにより申立人が支出した費用として、申立人の請求額である 48 万 4839 円がその請求のとおり賠償された。

【公表番号 97】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人ら（母及びその子 3 名。以下、母を「X1」、子をそれぞれ「X2」、「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、自主的避難に係る損害として、相当額の生活費の増加費用、精神的苦痛及び移動費用について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、194 万円である。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 12 月 31 日までである。生活費の増加費用、精神的苦痛及び移動費用については、中間指針追補の目安額（自主的避難等対象者のうち、子ども及び妊婦について 1 名あたり 40 万円、その他について 8 万円）及び東京電力の平成 24 年 2 月 28 日付けプレスリリースの基準額（自主的避難等対象者のうち、子ども及び妊婦で自主的避難をした者について 1 名あたり 20 万円を追加）を基礎に、X1 については X2 の介護負担を考慮して 2 万円を加算して 10 万円、X2 については心身の障害があることを考慮して 4 万円（中間指針追補の基準額の 1 割相当額）を加算して 64 万円、X3 及び X4 についてはそれぞれ 60 万円が賠償された。

【公表番号 100】

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人が、県外に自主的避難をし、生活費の増加費用及び精神的損害について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、17万350円である。

和解対象期間は、本件事故発生当初の時期である。

申立人は、生活費の増加費用としての住居費用（44万5520円。平成23年12月までの賃料7カ月分を含む。）等及び精神的損害（7万2000円。300円×240日分）を請求した。

生活費の増加費用については、申立人が、震災後、県外の勤務地への通勤に時間がかかるようになり勤務に支障を来していたこと等から平成23年4月23日になって勤務地と同じ市町村へ自主的避難をしたこと、高齢の母は自主的避難をしなかったこと等から、賃料約2カ月分の13万350円のみが賠償された。

精神的損害については、定額賠償として、4万円が賠償された。

【公表番号 102】

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人ら（2名。以下、それぞれ「X1」、「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用（移動費用・生活費増加費用。3万3632円）、精神的損害及び就労不能損害（40万円）について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、X1に対し28万円（既払賠償金控除前）、X2に対し8万円（既払賠償金控除前）である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年4月30日までである。

自主的避難によって生じた生活費の増加費用、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛並びに避難及び帰宅に要した移動費用については、定額賠償として、申立人らそれぞれに対し、8万円が賠償された。

また、X1の就労不能損害については、X1は、平成23年3月13日から平成23年4月16日にかけてスーパーマーケットでのアルバイトができなかつたために4月分と5月分の給与がもらえなかつたと主張し、2カ月分の給与合計40万円の賠償を請求した。しかし、本来であれば、5月分の給与は受け取ることができるはずであり、スーパーマーケット側も給与支払を申し出たものの、X1が給与を受け取らなかつた事情が存在したことから、結局1カ月分の給与（20万円）が賠償された。

なお、申立人らは、東京電力からそれぞれ既払賠償金8万円を受領したため、本和解契約においては、それぞれ8万円について控除する旨定められた。

【公表番号 104】

本件事故当時、いわき市においてカウンセリング業等を営んでいた申立人が、
営業損害（90万円）について賠償を請求した事案。

和解金額は、30万円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年4月16日までである。

申立人は、1日あたり5万円の逸失利益が18日間生じたとして、合計90万円の支払を請求したが、過去の売上額は日によって激しく変動しており、全く売上のない日も存在した。

さらに、自主的避難中も、電話によるカウンセリングを行う等、3日間は実質的に営業していた。

以上を勘案し、1日あたり2万円の逸失利益が15日間生じたとすることが相
当であるとされ、合計30万円が賠償された。

【公表番号 105】

本件事故当時、自主的避難等対象区域に居住していた申立人ら（3名。以下、それぞれ「X1」、「X2」、「X3」といい、併せて「申立人ら」という。）が、自主的避難等に係る損害（精神的損害・生活費増加費用。合計108万円）、営業損害（4万3800円）等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、112万3800円である。

和解対象期間は、X1に対しては、自主的避難等に係る損害（精神的損害・生活費増加費用）につき本件事故発生当初の時期であり、営業損害（X1が支払った追加的費用）につき平成23年3月11日から平成23年11月末日までである。X2及びX3に対しては、自主的避難等に係る損害（精神的損害・生活費増加費用）につき、平成23年3月11日から平成23年12月末日までである。

自主的避難等に係る損害については、中間指針追補の目安額（自主的避難等対象者のうち、子ども及び妊婦について1名あたり40万円、その他について8万円）及び東京電力の平成24年2月28日付けプレスリリースの基準額（自主的避難等対象者のうち、子ども及び妊婦で自主的避難をした者について1名あたり20万円を追加）を基礎に、108万円が賠償された。

営業損害については、X1は建築工事業を営んでいたところ、避難等対象区域の工事現場において、立入制限のために建材業者による建材の配達が遅れ、さらに施主が避難したために引渡しが遅れる等したために、工事用火災保険を延長せざるを得なくなったことから、工事用火災保険の追加保険料相当額として、4万3800円が賠償された。

【公表番号 107】

本件事故当時、宮城県に居住していた申立人が、地震の被害を避けるために、平成 23 年 3 月 12 日、自主的避難等対象区域にある実家に避難したところ、本件事故により、さらに関東地方への自主的避難を強いられたとして、避難費用（ホテル宿泊代金。8 万 4558 円）の賠償を請求した事案。

和解金額は、8 万 4558 円である。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 16 日から平成 23 年 3 月 30 日までである。

申立人は、自主的避難等に係る損害賠償の「対象者」である「本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居…があった者」（中間指針追補 4 頁）に直接に該当しないが、自主的避難等対象区域に申立人の実家があつたことからすると、本件事故の発生後である平成 23 年 3 月 12 日に自主的避難等対象区域に入ったこと自体は特段不合理ではないとして、その後、自主的避難先で利用したホテルの宿泊代金につき 8 万 4558 円が賠償された。

【公表番号 108】

本件事故当時、伊達市の不動産（以下「本件不動産」という。）を賃貸していた申立人が、営業損害（賃料減収分）等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、10万円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年8月31日までである。

申立人は、平成23年8月末に退去する予定であった本件不動産の賃借人が、本件事故により平成23年5月に退去したとして、賃料減収分（10万円。賃料月額2万5000円）等を請求した。

営業損害については、早期退去による賃料減収分について請求のとおり10万円が賠償された。

【公表番号 110】

本件事故当時、警戒区域内において建設業を営んでいた申立人（本件事故後は移転して営業を再開）が営業損害について賠償を請求した事案。

和解金額は1億373万1166円である（仮払補償金控除後）。

和解対象期間は平成23年3月11日から平成23年8月31日までである。

申立人は、平成22年6月1日から平成23年2月28日までの273日間の売上・経費等を基準として営業損害（1億5896万2147円）を請求した。

損害額の算定方法が争点となつたが、平成21年度の決算を基準として算定した逸失利益から、申立人が和解対象期間内に受領した助成金額、仮払補償金等を差し引いた金額である1億373万1166円が賠償された。

なお、申立人は、東京電力から仮払補償金250万円を受領したため、本和解契約においては、250万円について控除する旨定められた。

【公表番号 111】

本件事故当時、郡山市に居住していた申立人が、避難費用等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、24万7040円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年12月31日までである。

申立人は、自主的避難をしたとして、避難費用（31万円）、精神的損害（49万円）及び就労不能損害（40万円）等の賠償を請求した。

避難費用については、1万2040円が賠償された。

精神的損害については、4万円が賠償された。

就労不能損害については、本件事故前の収入額の1ヵ月半分として19万5000円が賠償された。

【公表番号 112】

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人が、東京都に自主的避難をしたとして、避難費用（移動費等）、精神的損害、帰宅費用及び謝礼等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、40万2029円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年9月30日までである。

申立人は、交通費（4500円）、知人宅へ避難したことによる宿泊費（4万円。4000円×10日）、生活費の増加費（21万565円）、家具道具移動費（6000円）、避難先での交通費（3万1160円）、精神的損害、携帯電話利用増加費用（5万9490円）、帰宅費用（5万2990円）、引越の手伝いや宿泊先等への謝礼（7万2620円）及び弁護士費用（14万608円）の賠償を請求した。

交通費については、4150円が賠償された。

生活費の増加費用（家電製品購入費等）については、不要なものがあるとはいえないとして20万円が賠償された。

家具道具移動費については請求のとおり6000円が賠償された。

避難先での交通費については、東京都内の移動は徒歩ではできないとして請求のとおり3万1160円が賠償された。

精神的損害については、墓参り及び病気治療のための通院分について1万円が賠償された。

携帯電話利用増加分については、本件事故前の実際の支出額と本件事故後の月平均費用と比較して、5万円が賠償された。

帰宅費用については請求のとおり5万2990円が賠償された。

謝礼については実質的には宿泊費又は引越費用といえるとして、3万7729円が賠償された。

弁護士費用については1万円が賠償された。

【公表番号 113】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら（夫妻、成年の子 1 名及び未成年の子 1 名。ただし、未成年の子は本件事故当時、県外に下宿中であった。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、成年の子を「X3」、未成年の子を「X4」とい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害等（合計 1670 万円余）について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、712 万 8404 円である。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 11 月 30 日までである。

申立人らは、移動費用（避難費用。4 万 1000 円）、避難に伴う宿泊費等（14 万円余）、生活費増加費用（160 万円余。食費増加分として 31 万円余、教育費増加分として 4 万円余、交通・通信費増加分として 24 万円余、被服費増加分として 36 万円余等）、その他の費用（79 万円余）、一時立入費用（7 万円余）、生命・身体的損害（44 万円余）、避難に伴う精神的損害（1170 万円）、ペット死亡に伴う慰謝料増額分（20 万円）、及び就労不能損害（178 万円余）等を請求した。

移動費用（避難費用）については、4 万 1000 円が賠償された。

避難に伴う宿泊費等については、支出の事実が認められるとして、家賃及び駐車場賃料 7 万 4000 円が賠償された。宿泊先の知人への謝礼については、宿泊費に相当する 5 万円について賠償された。

生活費増加費用及びその他の費用については、食料費の増加について、避難に伴い自家用農作物を育成することが不能若しくは著しく困難となったことが認められたものの、支出の中に娯楽品等が含まれていること、増加交通費について、避難後、電車通勤の交通費の負担が生じているが避難前に負担していた自動車通勤に係る費用がなくなったこと等を考慮し、請求額から一定程度減額し、162 万円が賠償された。

一時立入費用については、実費として相当と認められる金額 7 万 2400 円が賠償された。

生命・身体的損害については、本件事故前から腰部椎間板ヘルニアであった X2 が、避難中の引越時に症状を悪化させたとして、診断書等取得費用、交通費、腰部固定ベルトの実費合計 4 万 5700 円及び通院慰謝料 28 万円が賠償された。

精神的損害については、本件事故当時、X1、X2 及び X3 が大熊町に居住していたとして、1 名あたり 1 カ月 10 万円、9 カ月分の合計 270 万円が賠償された。県外に居住していた X4 については、避難生活に伴う精神的損害は認められなかったものの、大学 4 年生であって、夏季以降は下宿を去り帰省する可能性が高かったにもかかわらず、故郷を失い、帰宅できなくなつたこと等を理由に、生

活阻害慰謝料として 40 万円が賠償された。

避難中に餓死したペットの死亡（兎 3 羽）に伴う慰謝料については、本件事故当時、大熊町に居住していた X1、X2 及び X3 で併せて 10 万円が賠償された。

就労不能損害については、1 年ごとに雇用契約が更新されており、少なくとも和解対象期間中においては継続して雇用されるであろうことは確実であるとして、請求のとおり 178 万 8704 円が賠償された。また、再就職のための学習教材費 3 万 6600 円が賠償された。

なお、申立人は、東京電力から仮払補償金 190 万円を受領したが、本和解契約においては、上記和解金額総額から仮払補償金の全部又は一部について控除する旨は定められておらず、後日清算する旨合意された。

【公表番号 114】

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人ら 3 名が、自主的避難等対象区域に避難したことに係る損害として、避難指示に基づく精神的損害並びに自主的避難等対象区域に避難したことに基づく生活費の増加費用、移動費用及び精神的損害について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、426 万円である（既払賠償金控除前）。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 12 月 31 日までである。

避難指示に基づく精神的損害については、中間指針の目安額（第 1 期につき月額 10 万円（ただし、避難所に避難した場合には月額 12 万円）、第 2 期につき月額 5 万円）を基礎としつつ、第 2 期について月額 5 万円を加算して、申立人らに対してそれぞれ 102 万円が賠償された。

避難等対象区域内に住居があった子ども及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在したことに係る生活費の増加費用、移動費用及び精神的損害については、中間指針追補の目安額（子ども及び妊婦について 1 名あたり 20 万円）及び東京電力の平成 24 年 3 月 5 日付けプレスリリースの基準額（自主的避難等対象者のうち、子ども及び妊婦で自主的避難をした者について 1 名あたり 20 万円を追加）を基礎として、申立人らに対して定額賠償である 40 万円がそれぞれ賠償された。

なお、申立人らは、東京電力から既払賠償金 276 万円を受領したため、本和解契約においては、276 万円について控除する旨定められた。

【公表番号 115】

本件事故当時、郡山市所在の比較的線量の高い地区に住んでいた申立人が、自宅の庭の線量が低下しない原因が庭のウッドデッキにあると考え、庭土等の入替えの他、ウッドデッキを撤去し庭を石張りにする工事等（以下「本件工事」という。）を行い、支出した費用のうち 120 万 8500 円の賠償を請求した事案。

和解金額総額は、61 万 2200 円である。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 4 月 30 日までである。

除染費用については、被曝した物の除去費に加えて、従来と同程度の景観に復するために支出した費用（レンガベースやサンドストーン敷費用、植栽移植や暖房機の移設費用）に相当する 61 万 2200 円が賠償された。

【公表番号 116】

本件事故当時、いわゆる里帰り出産のために、自主的避難等対象区域内にある実家に帰省していた申立人ら（夫妻及びその子 2 名）が、自主的避難等対象区域内に滞在を続けたことによる相当額の精神的損害及び生活費増加費用について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、128 万円である。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 12 月 31 日までである。精神的損害及び生活費増加費用については、本件事故当時、申立人らの「生活の本拠」が申立人らの実家（自主的避難等対象区域内）にあったことを認め、同区域内に滞在を続けたことによる精神的損害及び生活費増加費用として、定額賠償として合計 128 万円（妊婦であった妻及び子 2 名について各 40 万円、夫について 8 万円）が賠償された。

【公表番号 117】

本件事故当時、郡山市に居住していた申立人（19歳学生）が、自主的避難に係る精神的損害及び学校を休学した期間中の授業料相当額等の損害について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、46万5800円である。

申立人は、本件事故直後は通学を継続するつもりでいたものの、放射線量に関する報道内容や、長袖・マスク着用・窓開放禁止等の生活上の制約等が生じたことから、平成23年6月上旬には大学を休学して県外の実家に戻ったため、これによる損害として、学校を休学した期間中の授業料相当額等の損害を含む避難費用、精神的損害等合計170万円を請求した。

賠償されるべき損害額が争点となったが、申立人の年齢等の属性、居住区域の放射線量やこれに関する報道内容からすれば、自主的避難のため大学を休学したことにも一定の合理性があるとし、他方、中間指針追補によれば、子ども（満18歳まで対象であると考えられている。）について、平成23年12月末日までの損害として1名あたり40万円が目安とされていることも考慮して、無駄になった前期授業料5カ月分40万円余、アパートを退去した月の無駄になった家賃（日割計算）2万円余、慰謝料4万円の合計46万5800円が賠償された。

【公表番号 119】

本件事故当時、浪江町に居住し、集金業務等を行っていた申立人が、就労不能損害（月額 25 万円余）について賠償を請求した事案。

和解金額は、204 万円である。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 2 月 29 日までである。

就労不能損害については、月額 17 万円が相当であるとして、合計 204 万円が賠償された。

【公表番号 120】

本件事故当時、いわき市において施設（以下「本件施設」という。）を運営する特定非営利活動法人が、本件事故による避難で施設利用者が減少し、給付費及び助成金の交付が受けられなくなったことによる逸失利益について賠償を請求した事案。

和解金額は、125万226円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年4月30日までである。

申立人は、1名1日あたりの給付金及び助成金額と過去の利用実績、事故後の利用実績等をもとに逸失利益（182万3684円）を請求した。

特定非営利活動法人についても営利法人と同様に逸失利益を肯定しうるものとされ、本件事故と利用者の減少との因果関係については、本件事故を原因として利用者が自主的避難等対象区域から避難することにより利用者が減少することは通常あり得ること、本件施設について本件事故当時の利用者以外の者による利用を通常期待し得ないこと、本件施設利用者のうち約7割が平成23年3月14日から利用を再開し、その余も大部分は平成23年4月上旬（遅い者でも平成23年5月12日）までに利用を再開しており、原発避難者による利用再開とみるのが自然であることから、本件事故と利用者の減少との相当因果関係が肯定された。

損害額については、対象期間の利用予定者数に、本件事故による利用者減が認められない時期（平成23年2月から3月11日まで及び5月）の利用予定者数と実際の利用者数の比率を乗じ、対象期間における本件事故がなかった場合の利用者数を算定した上、これに利用者1名あたりの給付費及び助成金を乗じて、本件事故がなければ得られたであろう収益を算出し、そこから、支払を免れた経費（製造原価及び仕入高並びに利用者工賃。実績に基づく平均値から和解対象期間に実際にかかった経費を差し引いた額）を差し引いた125万226円が賠償された。

【公表番号 121】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人ら（2名。以下、それぞれ「X1」、「X2」といい、併せて「申立人ら」という。）が、避難費用、生活費増加費用、精神的損害、一時立入費用の賠償を請求した事案。

和解金総額は、395万4308円である（仮払補償金控除前）。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成24年2月29日までである。

申立人らは、持病や身体的障害を有していたところ、複数の親族宅に避難を繰り返したとして、避難費用（交通費及び宿泊費。43万円）、生活費増加分（50万円）、精神的損害（300万円。1名1ヶ月あたり25万円の6ヶ月分）、及び一時立入費用（1万円。自家用車で2回立ち入り）の賠償を請求した。

避難費用（交通費）については、5万6000円が賠償された。

避難費用（宿泊費）については、28万円が賠償された。

精神的損害については、X1が高齢であること、X2が身体的障害を有していたこと、避難中に通院や薬の入手ができなかったこと、複数の親族宅への避難を繰り返したこと等を勘案し、平成23年3月について4万円増額し、以後は1ヶ月あたり2万円を増額して292万円が賠償された。

生活費の増加費用については、生活必需品・消耗品の購入費（20万円余）及びX2の学校交通費（X2を送迎した親族への謝礼。44万円余）として、64万8000円が賠償された。

一時立入費用については、5万円が賠償された。

なお、申立人らは、東京電力から仮払補償金160万円を受領したため、本和解契約においては、160万円について控除する旨定められた。

【公表番号 122】

本件事故当時、茨城県に居住していた申立人らが、自宅の除染に伴う費用等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、3万5680円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年12月31日までである。

申立人らは、居住する市町村内に比較的線量の高い地点があったことから、自宅の放射線量を自ら測定し、線量は低かったものの自宅の除染を行い、芝生や花木を処分せざるを得なかったとして除染に伴い処分した芝生や花木の買替費用（2万円）、庭の踏み石購入費用（5880円）、放射能測定器購入費用（9800円）等、合計37万7803円を請求した。

除染のために処分した芝生や花木の買換費用については、請求のとおり2万円が賠償された。

除染費用（踏み石購入費及び放射能測定器購入費用）については、請求のとおり合計1万5680円が賠償された。

【公表番号 123】

本件事故当時、河沼郡において衣料品の小売業を営んでいた申立人が、営業損害について賠償を請求した事案。

和解金額は、110万6057円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年8月31日までである。

申立人は、近隣の幼稚園や学校が放射能汚染への不安から行事を延期又は中止し、結婚式や旅行も中止されたために春物衣料が売れなかつたこと、平成23年3月から平成23年5月は多くの住民が外出を避け、また近隣農家の収入が減ったこともあり来客数が減少したこと、トラックの運送も控えられ入荷に影響が生じたこと等による減収を主張し、営業損害（161万5804円）を請求した。

営業損害については、県内のサービス業等の風評被害として本件事故と減収との因果関係を認めた上で、本件事故の2年前にリニューアルしたばかりであることから、本件事故直近の損益（平成22年8月期）を基準年度として貢献利益率23%、減収率31%を求め、震災等の本件事故以外の原因による減収率を3%として本件事故による減収率を28%と算定し、平成22年8月期の純売上高1717万円余りに上記減収率と貢献利益率を乗じて、110万6057円が賠償された。

【公表番号 124】

本件事故当時、会津地方から福島市への転居を予定していた申立人ら家族（大人 2 名、子ども 2 名）が、実際に平成 23 年 4 月に福島市に転居した後に被曝に関する危険を知ったことから、震災当時から福島市に居住していた者と同様に精神的損害を受けた等として、相当額の精神的損害等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、96 万円である。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 12 月 31 日までである。

精神的損害については、本件事故時より相当以前に福島市に土地を購入し、平成 22 年内には建物も完成し引渡しを受けていたこと、平成 23 年度の新学期開始の前には転居することが震災前にあらかじめ計画されていたこと等から、申立人らを本件事故時において福島市に居住していた者と同等に扱うことが相当であるとして、定額賠償として、大人 1 名あたりそれぞれ 8 万円、子ども 1 名あたりそれぞれ 40 万円の合計 96 万円が賠償された。

【公表番号 125】

本件事故当時、県外に居住して大熊町のアパートを所有・経営していた申立人が営業損害等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は 276 万 443 円である。

和解対象期間は、逸失利益については賃借人によるアパートの使用期間を基準に平成 23 年 4 月分から平成 23 年 8 月分まで、その他損害（費用支出）については申立人が実際に負担した期間を基準に平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 8 月 31 日までとされた。

申立人は、不動産会社との間で賃貸アパートについて一括借上げの契約を締結し家賃保証を受けていたが、本件事故により 4 月分から賃料の支払が停止されたことによる 5 カ月分の営業損害（1 カ月分の賃料 63 万 2000 円から、管理費 6 万 3200 円、家賃支払手数料 630 円、水道光熱費 1453 円を控除して算定）の他、一時立入費用（1 万 5340 円）、住民票取得費用（200 円）、住宅ローンの遅延損害金負担増加分等、合計 340 万円余を請求した。

営業損害については、本件事故がなければ得られたであろう収入を、申立人の主張どおり平成 20 年の確定申告における賃料収入等に 12 分の 5 を乗じて算出し、支払を免れた経費についても同じく平成 20 年の確定申告における管理費、手数料及び水道光熱費に 12 分の 5 を乗じて算出し、本件事故がなければ得られたであろう収入から支払を免れた経費を控除した後の残額 273 万 8379 円が賠償された。

その他の損害として、一時立入費用 1 万 5340 円及び住民票取得費用 200 円、一種の追加的費用として、和解対象期間における住宅ローンの遅延損害金負担増加分 4424 円及び金融機関の証明書発行手数料 2100 円が賠償された。

【公表番号 126】

本件事故当時、県内（自主的避難等対象区域）においてプロスポーツ選手として活動していた申立人が、営業損害（減収分及び追加的費用）として 78 万 6000 円の賠償を請求した事案。

和解金額総額は、13 万 2500 円である。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 11 月 30 日までである。

営業損害（減収分）については、上記の期間に本件事故が起こらなければ県内において開催されたはずの大会において申立人が得られたであろう収入（ただし、平成 23 年 5 月に開催されたはずの大会に関しては、大会の中止につき地震や津波の影響もあると考えられたことから、一定の減額を行った金額）として、8 万円が賠償された。

営業損害（追加的費用）については、本件事故により県内で練習を行うことができなくなったことから、申立人が県外で練習を行うために少なくとも負担したと考えられるガソリン代として、5 万 2500 円（自動車による往復 100 キロメートルの移動が、1 カ月あたり 5 回、平成 23 年 5 月から平成 23 年 11 月までの 7 カ月間にわたり少なくとも発生したことを前提に、移動距離 1 キロメートルにつき 15 円を乗じた金額）が賠償された。

【公表番号 127】

本件事故当時、郡山市において旅行業を営んでいた申立人が、営業損害（996万 1726 円）について賠償を請求した事案。

和解金額総額は 260 万円である。

和解対象期間は平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 8 月 31 日までである。

営業損害については、247 万 2707 円が賠償された。

また、東京電力の直接賠償手続における取扱変更に伴い、追加資料の送付等、申立人に余分な手続費用等が生じたことによる取扱手数料 10 万円と、減収によりローン支払が遅延したことによる遅延利息その他費用として 2 万 7293 円が賠償された。

【公表番号 129】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人ら（夫妻及びその子 2 名。以下、夫を「X1」、妻を「X2」、子をそれぞれ「X3」、「X4」といい、併せて「申立人ら」という。）が、検査費用（人）（2万2000円）、避難費用（144万7164円）、生活費の増加費用（131万6192円）、一時立入費用（3万8000円）、精神的損害（1120万円）及び就労不能損害（127万3121円）について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、873万5062円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成24年2月29日までである。

検査費用（人）については、子の被曝検査のために検査機関に行った際の交通費として、X1に対し、2万2000円が賠償された。

避難交通費については、家族間移動費も含め、X1に対し、33万6620円が賠償された。また、X2、X3及びX4に対しては、避難交通費として、それぞれ1万7000円が賠償された。

宿泊費については、X1及びX2が7カ月分の宿泊費として避難先の親族に支払った金額のうち、20万円が賠償された。

その他の費用（引越による契約手数料及び賃料等）については、X1に対して、41万3124円が賠償された。

生活費の増加費用については、各種実費（携帯電話通話料金の増加分、カーナビゲーションの購入費、法律相談に際する交通費等を含む。）として、X1について、129万4990円が賠償された。

一時立入費用については、X1について3万8000円が賠償された。

精神的損害については、申立人らは1名あたり月額35万円（総額1100万円）の賠償を請求しているところ、7.5カ月の間家族の別離があったという点を考慮して、X1及びX2については月額2万円、X3及びX4については月額1万円を加算し、X1について127万5000円、X2について129万5000円、X3及びX4についてそれぞれ137万円が賠償された（なお、X2は1カ月間避難所で生活していたため、中間指針の目安額に則り、X1と比較して2万円が増額されている。）。

就労不能損害については、X1について36万5948円、X2について70万3380円が、賠償された。

なお、申立人らは、東京電力から仮払補償金220万円を受領したが、本和解契約においては、仮払補償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

【公表番号 131】

本件事故当時、警戒区域内において造園業を営んでいた申立人が、避難費用、精神的損害、営業損害及び財物価値の喪失又は減少に係る損害等の賠償を請求した事案。

和解金額総額は、799万5000円である（仮払補償金控除前）。

和解対象期間は、避難費用、一時立入費用、家財道具移動費用については平成23年3月11日から平成23年9月末日まで、営業損害については平成23年3月11日から平成24年3月10日まで、精神的損害、検査費用、財物価値の喪失又は減少に係る損害及び弁護士費用については平成23年3月11日から平成24年2月29日までである。

申立人は、避難交通費（1万5000円）、生活費増加費用（40万2055円）、家財道具移動費用（3万3019円）、一時立入費用（7万2000円）、精神的損害（420万円）、営業損害（4322万8048円）、検査費用（検査を受けに行くための交通費5000円）、造園業を営む上で必要な道具類等の財物価値の喪失又は減少に係る損害（26万7618円）、弁護士費用（請求額の5%）を請求した。

避難交通費については、1万5000円が賠償された。

家財道具移動費用については、交通費1万2000円が賠償された。

生活費の増加費用については、従前は自給自足の生活をしており本件事故がなければ食費を必要としなかったとして、避難後に実際にかかった食費等の8割が請求されたのに対し、請求額の約9割の36万1000円が賠償された。

一時立入費用については、7万2000円が賠償された。

精神的損害については、中間指針の目安額の合計額124万円に加え、自宅に置いてきたペットが餓死しているのが一時立ち入りの際に見つかり、子のショックが著しかったこと、同居していた両親と別に避難せざるを得なかったこと、就労開始のために平成24年から申立人が単身赴任となったこと、子を連れての避難経路が結果として放射線量の高い地点を経由してのものであったこと等を考慮し55万円増額して、合計179万円が賠償された。

営業損害については、平成22年の申告売上は500万円弱であったが、本件事故当時は独立開業したばかりで、平成23年には申立人の主張する大規模な仕事の受注見込みが相当程度確実であったことから、本件事故がなければ730万円程度の売上があったとし、造園のための原材料はほとんど自家生産していたこと等から経費率は30%程度とし、その他諸事情を考慮し、本件事故後1年分の損害として536万円が賠償された。

検査費用（検査を受けに行くための交通費）については、5000円が賠償され

た。

財物価値の喪失又は減少に係る損害については、津波で潮をかぶったあと、避難のために放置された造園用の道具類等（チェーンソー、草刈り機等、新品価格 34 万 800 円だが経年劣化分を考慮し請求額は 26 万 7618 円）につき、津波による劣化分を考慮して 14 万円が賠償された。

弁護士費用については、賠償総額の 3%相当額の 24 万円が賠償された。

なお、申立人は、東京電力から仮払補償金 70 万 9415 円を受領したが、本和解契約成立後も損害が相当期間にわたって継続して発生するものと考えられるとき、本和解契約においては、仮払補償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

【公表番号 134】

本件事故当時、福島市に居住していた申立人が、精神的損害及び避難費用について賠償を請求した事案。

和解金額総額は 11 万 2000 円である。

和解対象期間は本件事故発生当初の時期とされた。

申立人は、平成 23 年 3 月 14 日から 10 月ころまでの間、仕事のない週末等に断続的に県外の親族宅等に避難したため、これによる精神的損害及び避難費用として 11 万 3441 円を請求した。

自主的避難といえるか否か、自主的避難といえる場合の損害額が争点となつたが、仕事を持つ申立人が仕事のない時は出来る限り県外に避難したいと考えたことには相当性があるとされた。

避難交通費については、10 回以上にわたる避難の際のガソリン代実費（7～8 万円）を勘案し、7 万 2000 円が賠償された。

精神的損害については、定額賠償として、4 万円が賠償された。

【公表番号 135】

本件事故当時、福島市で平成 23 年 1 月から手打蕎麦屋業を営んでいた申立人が、営業損害と在庫に係る損害（イワナ）について賠償を請求した事案。

和解金総額は 77 万 8256 円である。

和解対象期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までである。

申立人は、本件事故により、休業を余儀なくされたことによる営業損害（478 万円余）と財物価値の喪失又は減少に係る損害（在庫であるイワナ 500 匹。12 万 5000 円相当）の賠償を請求した。

営業損害（逸失利益）については、直近の平成 23 年 3 月の昼間営業の粗利益の実績値等をもとに、65 万 3256 円の賠償がされた。

在庫に係る損害として、請求のとおり、12 万 5000 円が賠償され、合計 77 万 8256 円が賠償された。

【公表番号 136】

本件事故当時、飯舘村に居住し、その後、県外に避難した申立人が就労不能損害について賠償を請求した事案。

和解金額は 485 万 8905 円である。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 5 月 31 日までである。

申立人は、本件事故後新たな勤務先から給与を得ているものの、将来的には従前の福島の住居に戻る意向を有しているとして、前勤務先への就労が不能になったとして給与減収分（485 万 8905 円。月額 32 万 3927 円 × 15 カ月）を請求した。

申立人が避難先で収入を得ている点（本件事故後に新たな勤務先から給与を得ている点）が「特別な努力」と認められるか否かが争点となつたが、避難先での収入は「特別な努力」による臨時のアルバイト的な収入として、就労不能損害の損害額から控除せずに、請求のとおり、485 万 8905 円が賠償された。

なお、申立人は、東京電力から申立人の属する世帯につき仮払補償金 100 万円を、また、申立人につき仮払補償金 30 万円をそれぞれ受領したが、本和解契約においては、仮払補償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

【公表番号 137】

本件事故当時、京都市において、主として外国人観光客を対象とする宿泊業を営んでいた申立人が、営業損害について賠償を請求した事案。

和解金額は 200 万円であるが、一部和解として先に平成 23 年 3 月 11 日から 5 月 31 日までのキャンセルによる損害 86 万 3881 円が賠償されており、本件和解はこれを除いた損害についての和解である。

営業損害については、申立人は、平成 21 年を基準年度とし、平成 23 年 12 月末までの逸失利益として、平成 21 年と比較して算定した金額である 500 万円を請求した。キャンセルによる損害以外の減収による損害について、事故との因果関係が争点となつたが、申立人の請求する期間における減収については事故と相当因果関係がある（ただし、減収のうち 10% は本件事故以外の原因による。）とされ、損害額については、過去 3 年間の利益の平均値等を参考に逸失利益が算定され、200 万円が賠償された。

【公表番号 138】

本件事故当時、福島市に居住し、警戒区域内に勤務していた申立人（40歳代）が、就労不能損害（月額 22万5000円）の賠償を請求した事案。

和解金額は 103万1903円である（既払賠償金控除後）。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成23年11月30日までである。

申立人は、事故前は正社員として月額平均22万5000円の給与を得ていたと主張し、事故後は、従前の勤務先を解雇されたことから、就労不能損害（月額22万5000円）を請求した。なお、申立人は、平成23年4月から、会津地方の別の勤務先においてアルバイト勤務しており、月額平均14万8025円の給与を得ていた。

申立人は、従前正社員として勤務していた者であるが、本件事故を原因として解雇された後、アルバイト勤務することができたのは、申立人の「特別の努力」によるものと考えられた。そこで、新しい勤務先での収入を控除しない金額を賠償することとし、従前の勤務先の平均月給（17万5425円）9カ月分から、申立人が従前の勤務先から受け取った給与9万円及び既払賠償金45万6922円を控除した103万1903円が賠償された。

なお、申立人は、東京電力から、平成23年3月11日から平成23年8月31日までの就労不能損害の賠償として、既払賠償金45万6922円を受領したが、本和解契約においては、既払賠償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

【公表番号 139】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人が、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、317万3223円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成24年2月29日までである。

生活費増加費用については、申立人から60万2991円が請求されたところ、寝具、衣類及び電化製品等に関する支出合計額である43万451円が賠償された。

精神的損害については、申立人から月額35万円の請求がなされたところ、122万円が賠償された。

就労不能損害については、平成22年の申立人の平均月収額に和解対象期間の月数を乗じ、和解対象期間中に申立人が得た給与額である約50万円を控除した、152万2772円が賠償された。

【公表番号 140】

本件事故当時、緊急時避難準備区域に居住していた申立人（身体障害者）が、精神的損害（月額 35 万円）について賠償を請求した事案。

和解金額は、66 万円である。

和解対象期間は、平成 23 年 9 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日までである。

精神的損害については、申立人は介護認定を受けておらず、歩行可能であり、一人で生活できていたが、脳梗塞の後遺症による身体障害があった事案であり、1 割増額して、平成 23 年 9 月から平成 24 年 2 月までの精神的損害として 66 万円が賠償された。

なお、申立人は、東京電力から仮払補償金 28 万 5000 円を受領したため、本和解契約においては、28 万 5000 円について控除する旨定められた。

【公表番号 141】

本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人が、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、272万2708円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成24年2月29日までである。

避難費用（交通費）については、6万1000円が賠償された。

生活費増加費用については、申立人から118万6796円が請求されたところ、寝具、衣類及び電化製品等に関する支出合計額である41万856円が賠償された。

就労不能損害については、平成22年の申立人の平均月収額に和解対象期間の月数を乗じた95万4852円が賠償された。

精神的損害については、月額35万円の請求がなされたところ、中間指針に則り122万円が賠償された。

一時立入費用については、平成23年3月及び4月の間に3回の一時立ち入りを行った旨の主張がなされたが、そのうち1回分についてのみ、相当の範囲として3万6000円が賠償された。

その他生命・身体的損害については、施術費として4万円（1回につき5000円×8回）が賠償された。

【公表番号 142】

本件事故当時、白河地方に居住していた申立人が、薪ストーブ用の薪購入費用及び精神的損害（薪ストーブが使用できなかったことにより、十分な暖房が得られなかつたことに対する精神的苦痛）等について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、28万2000円である。

和解対象期間は、平成23年3月11日から平成24年5月31日までである。

申立人は、従前近隣農家から1束あたり平均100円で薪ストーブ用の薪を購入していたところ、事故の結果当該薪を購入することができなくなり、ホームセンターで1束あたり500円の薪を購入せざるを得なくなつたとして、30年分の薪の購入代金の差額分（420万円）の賠償を請求するとともに、保管していた薪の検査費用（2000円）等を請求した。

平成24年6月から平成25年5月分の薪購入代金を含む薪代金、申立人世帯4名について薪ストーブの使用ができないことに伴い十分な暖房が得られなかつたことに対する精神的苦痛及び検査費用の各損害項目を合算した概算額として、合計28万2000円が賠償された。

【公表番号 143】

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人が、生活費増加費用、移転・宿泊費等、精神的損害及び一時立入費用について賠償を請求した事案。

和解金額総額は、93万7280円である。

和解対象期間は、生活費増加費用及び移転・宿泊費等については平成23年9月1日から平成23年11月30日まで、精神的損害及び一時立入費用については平成23年9月1日から平成24年2月29日までである。

生活費増加費用については、84万4370円が請求されたところ、健康器具購入費用等を除き、28万4110円が賠償された。

移転・宿泊費等については、避難先への謝礼として要した贈答品の購入費用1万9560円が賠償された。

精神的損害については、中間指針に則り算定された60万円(10万円×6ヶ月)が賠償された。

一時立入費用については、交通費2万8000円及び一時立ち入りに際して行った家財の移動に要した実費5610円が、それぞれ賠償された。

なお、申立人は、東京電力から仮払補償金を受領したが、本和解に先立ち行われた和解手続において既に仮払補償金を清算済みであったことから、本和解契約においては、仮払補償金の全部又は一部について控除する旨は定められていない。

【公表番号 144】

本件事故当時、東京都内で外国人団体観光客を主な顧客とする飲食店を営んでいた申立人が、本件事故に伴い、外国人団体観光客の予約がキャンセルとなった等として、営業損害について賠償を請求した事案。

和解金額は、1600 万円である。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 7 月 27 日までである。

申立人は、本件事故後、平成 23 年 3 月 13 日以降の外国人団体旅行客の予約がすべてキャンセルになり、その後、東南アジア各国政府が日本に対する渡航禁止措置等を打ち出したことにより、平成 23 年 3 月 13 日から飲食店を休業する等せざるを得なくなったとして、営業損害等を請求した。

営業損害について、平成 22 年 3 月から 7 月までの売上高と対象期間の売上高を比較した売上減少率 93%、本件事故以外の要因による減少率 3%、粗利と売上原価に含まれる固定費の合計額から販売費及び一般管理費に含まれる変動費を差し引いた貢献利益を売上高で除した貢献利益率 44% を算出し、飲食店の平成 22 年 3 月から 7 月までの売上高に貢献利益率を乗じ、これに本件事故以外の要因による減少率を乗じて逸失利益を算定し、この逸失利益額に外国人の割合（74%）を乗じた額を基礎に、1600 万円が賠償された。

【公表番号 145】

本件事故当時、県外において東北地方ブランド和牛を中心に取り扱っている焼肉店を営んでいた申立人が、平成 23 年 7 月中旬に報道された、牛の飼料からセシウムが検出されたというニュースによって売上が減少したとして、風評被害による相当額の営業損害について賠償を請求した事案。

和解金額は、46 万円である。

和解対象期間は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 12 月 31 日までである。営業損害については、セシウム不検出の飼料で飼育された肉牛を供していたが、食材からのセシウム検出の有無にかかわらず買い控えが生じると考えられること等から、本件事故に端を発した報道による減収と本件事故との因果関係が認められるとした。その上で、平成 23 年 8 月分の粗利益（売上高から仕入高を控除した額）と前年度の同時期における粗利益を比較し、その差額が本件事故と因果関係のある損害と認められるとして、46 万円が賠償された。